

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

——「近代」社会再検討のための作業過程の一環として——

米川伸一

はじめに

第一章 若干の問題の所在

第二章 借地契約期間の推移——その歴史的変遷——

第三章 借地経営資本の実態とその補償——その歴史的変遷——

第三章までのまとめ

はじめに

のちに「大塚史学」の名をもってわが国の経済史研究にエポックを画したばかりでなく戦後の社会科学の全分野に大きな影響を与えずにはおかなかった大塚久雄教授の問題作「欧州経済史序説」が世に問われた時、教授の現実的課題は、封建遺制の拘束の中にあつて、体制としての資本主義の成立に他ならなかったことは、万人周知の事実といえ

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

よう。

それから、わが国の社会が過去に経験したことの無い経済的基盤と価値体系の激変を伴ないつつ、はや一世代に近い歳月が経過した。そして去秋、われわれは、「この（封建制から資本主義への）移行の最終段階を検証すること」（傍点編者）を目的とした高橋幸八郎編「産業革命の研究」と題した成果を手にすることが出来た。最初に誤解のないように付言しておけば、本書を執筆されたそれぞれの著者を支える関心は、一読すれば明らかのように、将に多様である。ただ、本書を貫ぬくライトモチーフが若し編者の書かれたように「移行の最終段階」であるとすれば、それは、言ってみればしめくぐりの書である。つまり、それは発生的に問題を探り出し——言うまでもなく、これには現代的視角が不可欠である——新しい問題を提起する書ではない、という意味において。

そして、このような意味において、本書中に収録された椎名重明教授稿「イギリス農業革命と借地権の近代化⁽²⁾」が、最も編者の既述の意図に忠実であることは、単に著者の個人的姿勢ばかりでなく、著者の課題そのものが大塚史学の要たる「農民層分解」と直接関連し、しかもその対象が資本主義農業の史的純粋型といわれるイギリス農業であり、最も前述の視角からは処理し易いことによるのであろう。椎名教授の論稿は、将に「この移行の最終段階の検証」であって、移行にともなう諸問題は、この時点に至るときいさっぱりと解消し、結果においてこれこそ産業革命の「楽観的見解」と呼ぶに相応しいものである。勿論、教授の論稿は、筆者にとり常にそうであったように、個々の指摘に関しては教えられるところの多いものであり、それだけにまたこの時代の原史料に通じない読者に対しては、その豊富な実例を通して強い説得力をもって迫って来るであろう。しかし、利用された史料はそれ自身が如何に正確な

ものであろうとも、それに反する史料を全く無視すれば、事実と全く異なつた歴史像が出来上るものなのである。

権名教授と見解を異にする筆者との間には、恐らくイギリス社会（「近代」社会）に対する全く相違したヴィジョンが存在するであらう。資本主義成立史の視角を貫ぬかれる教授にとつては、「テナント・ライト」の問題は「改良の帰属をめぐる問題」^(a)であるとされる。しかし、私に言わせれば、このような捕え方は問題の倭少化という他はない。「改良の帰属をめぐる問題」は出発点であり、これを手懸りにイギリス農業（「資本主義農業」）、ひいては現代イギリス社会の本質をえぐり出すことが、われわれの未来の課題であると、私には思われてならない。教授の地点で立ち止ってしまったのは、それは経済理論のドグマ化に役立つとしても、恐らく教授の目指しておられる、将来のわが国の農業のあり方について何らかの示唆をくみとることも不可能なものではないだろうか。

しかし、このような視角の差異は、学問の場において強調すべきものではないであらう。ヴィジョンは接近の手懸りを与えるが、史料への沈潜を通じて検証され練り直されねばならない。そして、われわれは史実の場で相互に切磋琢磨しあえばよいのである。

かつて筆者は、イギリス資本主義農業における借地権問題について二つの論稿を書いた^(b)。私の関心は、大きく設定すればきりがないが、あのいわゆる「土地問題」the Land Question 解明の中に、イギリス近代社会を理解する鍵の一つがあり、それは当問題の中核たる「地主と借地農関係」landlord-tenant relationship 就中、借地権問題の本質暴露こそ一つの重要な意味を持つのではないかという認識から出発したものであった。私はそこで次のような仮説を提起しておいた^(b)。

資本主義農業は、その本質上借地農による絶えざる投下資本の素材的変化を伴なう。それは十九世紀以降、農業主体の（素材的）構造転換を伴なう時、加重的に発現する。かような資本主義農業そのもののダイナミックな発展の中であって、借地農が借地を去る場合、彼の投下した資本は、たとえ「所領の慣行」が存在しようと「州の慣習」が確立していようと、最後には「補償資本項目列举方式」の国会制定法が通過しようと、決して保障されることはないのではないか。何故なら、現実にはこのような慣習や法が成立するまでは、一定の時期を必要とするのであり、進取的な農業資本家、あるいは経済学的に表現すれば、新たに「超過利潤」（マルクス）「企業者利潤」（シュンペーター）を自らの力で得ようとする農業資本家にとっては、このような形では資本の保障は究極的に解決出来ない、と。そして、このような矛盾を産業資本主義時代を含む工業化の初期の時期において弥縫してきたのが、借地農の地主への「信頼」confidence というパターンリズムであった、と。つまり、換言すれば、資本主義農業経営はかようなパターンリズムの基礎の上に初めて成立し得たのである。もっとも、私は次のように付言することを忘れなかった。これは地主と借地農の間における「契約の自由」の中であって、地主の優位、つまり、借地の貸手市場を前提としている、と。⁽⁶⁾

筆者は「仮説」と書いたけれども、必要最少限の史料は拙稿において提示したつもりである。しかし、同時に、私はその時渉獵した龐大な史料のノートが手元にあり、別稿において経営の実態について触れることを脚註で付言した。⁽⁷⁾

現在、私のこの問題を含めて「土地問題」に関する理解は当時より数歩前進しており、私は先に進むに急でこの付言の約束を果たし得なかった。椎名教授の労作を読む機会を得て、私は今まで私の怠惰により整理されずにいた史料を提示することも必ずしも無駄ではあるまいと思うに至ったのである。

教授の論稿の意図は、「……上述のように産業革命の一環としての農業革命を契機とする、イギリス農業における産業資本確立過程を、借地関係の変化という側面から明らかにすること」にあり、私の主張も本稿ではすべてこの論点に関係する。ところで、この点に関する教授の論旨の展開は、端的に言って必ずしも明解ではない。だが大筋は次のように理解してよからう。地主⇨借地農間の補償をめぐる問題は「改良の帰属をめぐる問題」であり、「一八二〇年代から一八四〇年代の終りにかけて……借地農の投下した『資本の補償』(security of capital) はほぼ全国的に成立した」⁽⁸⁾のであるが、それは次のような論理と実証の展開から証明される。

第一に、「通常農作業」acts of husbandry を営む借地農が借地を去る場合の「作離れ料」と、「改良的農業」acts of improvement を営む借地農が借地を去る場合にそれにプラスして問題になる「離作料」を厳密に区別し、借地権の近代化を論ずるに当っては、就中、後者が重要である。⁽⁹⁾第二に、農業不況が「慢性化」し始める一八二四年までに、一年限りの借地契約が一般化した⁽¹⁰⁾が、この時期には「作離れ料」に対する権利が殆どすべての州で確立している。⁽¹¹⁾第三に、他方この時期には「土地に残された改良」の補償は例外的な州にのみ観察される。しかし、これは現実⁽¹¹⁾にこの種の改良、つまり「離作料」を必要とする資本投下の行なわれていなかったことの反映であるに過ぎない。第四に、「改良農業」、即ち、資本の継起的投下を必要とする農業にとっては「高度集約農業」時代の開始と言われる一八三〇—四〇年が重要な⁽¹²⁾であり、これに相応して「テナント・ライト」(⇨「離作料」)補償償行が全国的に成立する。⁽¹³⁾以上の四点に要約されよう。

史実は果してこの主張を支持するであろうか。⁽¹³⁾

- (1) 高橋幸八郎編「産業革命の研究」序二頁。
- (2) 椎名重明稿「イギリス農業革命と借地権の近代化」
同稿三五二頁。
- (3) 同稿三五二頁。
- (4) 拙稿「ファーマーの歴史についての一試論」(『一橋論叢』五一巻二号)「十九世紀後半における地主対借地農関係の展開」(『一橋論叢』五一巻五号)。
- (5) 拙稿、『一橋論叢』五一巻二号、四〇—四二頁。
- (6) 同稿、四二頁。なお拙稿執筆後に出版されたオウイン・ロウエイタムの通史も、このように鋭く問題を提起してはいないが、ほぼ同様な主張を行なっている。Conf. Orwin & Whetham, *History of British Agriculture, 1846—1914*, ch. 6. (1964).
- (7) 同頁脚註(2)。
- (8) 前掲椎名稿、三五二頁。
- (9) 同稿、三三二—三四頁。
- (10) 同稿、三二八頁。
- (11) 同稿、三三六—三九頁。
- (12) 同稿、三四四—四五頁。
- (13) 本稿で利用される史料は少数の一橋大学「メンガー文庫」のなかのもの、その他、その殆どが「農業総研」の「エイメリー文庫」のものである。長期に亘り同文庫の利用に各種の便宜を提供して下さった資料部の方々にこの機会に厚くお礼を申したい。

第一章

以下筆者は椎名教授の論理の展開に即して史料を提示してゆこうと思う。しかしその前に、借地農による投下資本の補償問題が如何に複雑で厄介な問題であるかを、思いつくままに若干の論点を指摘することにより、前もって読者に提示しておきたいと思う。これらの論点についての筆者の回答は、行論の途上で随時提出されるであろう。

第一点。借地権問題を若し第一義的には資本の保障問題と考へようとするなら、補償、つまり借地を去る借地農に対する資本の保障のみを考察の対象として事足りりとしてはならない。「消耗していかない価値」*unexhausted value*（＝「土地に残された価値」⁽¹⁾）が地主に帰属する点は借地農が同一借地にとどまる場合も同様である。「若し借地期間が切れた時、われわれ（借地人）が、特にわれわれのした改良のために〔地代の増加〕金を払わねばならないとしたらわれわれは改良に対するどんな刺激を持つだろうか」（エドワード・ローレンス『土地管理人の義務と職役』一七二七年⁽²⁾）という苦情のきかれる由縁である。実際、借地農の移動は統計的な史料を参考にすれば地域的偏差があるにせよ、それほど高いものではない⁽³⁾。とすれば、「借地を去る借地農」*outgoing tenant* に対する補償が如何に完備したとしても、それは借地経営資本一般の保障にはならない。二〇世紀に入って「裁定地代」*judicial rent* つまり「地代裁定機関」*machinery for rent arbitration* が結局登場してくるのはこのためなのである。これに関連して付言すると、この種の地代値上げがすべて「消耗していかない価値」の地主への帰属の結果生まれたと考へたら言うまでもなく間違である。物価変動の場合を考慮に入れずとも、借地農の資本を補償した上でなお差額地代の第二形態として地代の

増額が可能となる場合が常態であったと看做される。普通補償を云々する時、投下資本が予期した成果をあげたことが前提となっている。しかしこの予期した成果の一線を何処に求めるかは大変困難な問題であり両者の力関係が大きいものと言ったであろう。

第二点。椎名教授は「作離れ料」と「離作料」を明確に区別された。これは問題を整理する上で卓見であるが、それを説明する途上で教授は致命的な史実誤認を犯され、それ故に教授の論理の展開は全く砂上の楼閣となつてしまつた。

ここで教授の主張されるところは、「作離れ料」、つまり、借地期限満了の年に作物・麦藁・厩肥・犁耕と施肥と播種をした牧草地などを次期借地農に残しそれに対して受取る補償は、新借地農が旧借地農に支払うものであり、新旧借地農間の問題に過ぎない。他方、「離作料」として支払われる「土地に残された改良」は地主に帰着するものであり、地主による補償の問題であるという点で將に地主に対する「テナント・ライト」なのである。「acts of husbandry」に対しては慣習が次期借地農による支払いという補償の形を一般化せしめたに對し、acts of improvement に関しては、同じく地方の慣習が地主によって行なわれる補償という制度を成立せしめてゆくのである⁽⁴⁾。これが両者を區別した最大の論点であった。イギリス農業史に関してはわが国で最も精通しておられる教授がこのような誤りをされたことは全く理解に苦しむという他はない。

史実として確認しておかねばならぬことは、借地農に対して「離作料」を払うのは「作離れ料」の場合と同様地主ではなく次期借地農であるということであろう。ピュージー委員会はそのレポートにおいて、この点を次のように端的

に表現している。「現実には、地主によって借地農に支払われるように同意された補償は、次期借地農によって支払われる」⁽⁵⁾。

とすれば、「作離れ料」と同様に問題は新・旧両借地農のそれに過ぎないのであるか。若しそうだとすればそもそも借地権問題とは何なのであるか。問題は新借地農と地主との地代契約の内容に関係して来る。若し地代が旧借地農にテナント・ライトがないと仮定した時と同じ額であれば、つまり、新借地農の払う地代の中に、土地の改良分に対する地代部分がすべて含まれているとしたら、これは旧借地農の被害が新借地農に転化されたに過ぎないのである。とすれば、現実には地代はそれによりどう変化したであろうか。問題はまぎれもなく地主対借地農関係なのであるが、それはまず新・旧借地農の問題としてあらわれる。われわれは更に一層煩瑣な分析を必要とするのである。

第三点。ところで以上のような面倒な問題を一応さしおいて、一八五〇年、つまり十九世紀中葉の農業において借地・農経・資本の保障問題が、一体どのような視角から問題にされたか、を忠実にトレースしてみよう。この場合、どの史料を利用するかが無視出来ない重要性を持つが、まず何と言っても当時の記録として信憑性を主張し得るのはJ・ケアードの名著「イギリスの農業」(一八五二年)であらう⁽⁶⁾。これは一八五〇年にケアードがイングランド全土を实地に調査して「タイムズ」に送った記録を集成したものであり、その中の「テナント・ライト」に関する彼の見解は、彼の「土地問題」の時点における発言などを思い浮かべる時、傾聴に値するものと言えよう。

彼はまず、テナント・ライトの州慣習の成立しているサリーとサセックスの両州を訪れ、両州の農業の後進的狀態を指摘したのち、「『慣習』が詐欺行為を奨励する」⁽⁷⁾と書き、補償の原則そのものには賛成しつつも、同時に実際の適

用の困難なことを暗示しつつ、あくまで慎重な彼は、「しかしわれわれはこの調査の段階で、この事実がこの問題を扱うには注意が必要なことを示してはいるが、消耗していかない価値の補償に反対する結論は出さない」と書いて筆を置いていた。次にリンカンシャに至った時、ケアードは、「……しかし総体としてこの制度はうまく運営されている」としつつも、リンカンシャには非常に多くの遅れた農業地があり、「借地農はテナント・ライト制度によってそれほど恩恵を受けていない」と説いている。そして、全国を廻り歩いて得た結果彼は補償に関する次のような注目すべき結論に達するのである。

「……これは、自然に、イングランドのあらゆる地方で知的で実地の借地農とともにわれわれが考え討議した一問題——つまり「消耗していかない価値」と呼ばれようと、更に簡単に「テナント・ライト」と言われようと、呼称にかかわらず借地農資本の保障——への言及にとわれわれを導くのである……」⁽¹¹⁾。

次いで、彼は借地農の投下資本は一年では回収出来ないことを指摘したのち、その保障にはそれが回収出来るほど長期の借地契約を結ぶか、投下資本の返済についての同意が必要であると説き、次のように続ける。

「ところが、イングランドの非常に多くの部分が一年契約で保有されており、それはどちらかの側の六ヶ月の予告期間をもって契約が切れることになっている。それは土地に対するより大きな支配を可能とするため地主により好まれ、借地人には寛大な地代 *easy rent* を斟酌して黙従されている制度なのである。……偉大な農業の諸改良が行なわれ、この不確かな保有のもとで地主と借地農の間に最大の信頼感が存在したことは、全く真実である。多くの場合、借地農が地主の人格以外何の保障もなく彼の資本を大量に投下したこともわれわれは喜んで認めよう。……だが例外

があり、彼は不幸なことには漸次その数を増しつつある。息子は必ずしも彼の父の美德を受け継がない。必要、或いは、教育が彼の見解を異なったものとする。……借地農はまた彼が以前そうであった以上の広い世界と交わったり、或いは、発展の一層進んだ時期に教育を受けてこの關係（地主¹²借地農關係）に含まれた依存關係を嫌い始める。」
(傍点引用者)

こんなわけで、前記二形態のうちどちらかが採用されねばならないが、一方の補償制度はそれが乱用であるか否かの区別がつきにくい。ケアードによれば「テナント・ライト」が存在する地域で「農業は、そうじて他の州のそれよりも劣っている」(原文イタリック)⁽¹³⁾のであり、それは理論的にはよいように思われるが、結局、あしき農業を永久化する。例えば、排水あるいは肥料に一、〇〇〇ポンドを投じた借地農がその予定の効果をあげることには失敗したとする。その時借地農は借地を去ってその資本の補償を受けるのが理に適っていると云えるであろうか。かくして彼は次のように結論する。

「(われわれの先入観に反して、とわれわれは認めるのだが) テナント・ライトの現実的運用は、このようにして、それをイングランドの他の地域に拡大するのは法的にも慣習的にも望ましくない、という確信にわれわれを導くのである。……長期借地に対する希望は、任意借地農がテナント・ライトによる資本の保障が可能でもなければ望ましくもないと知った時、増大するであろう……」⁽¹³⁾。

このケアードの主張は専ら農業経営内部の技術的側面に基礎を置いており、われわれはそれを鵜呑みにする必要は毛頭ない。ただ、彼の主張がイギリス農業の長期的見通しのもとで提唱されたことを念頭に入れておきたい。⁽¹⁴⁾ 本書の

中に読みとれる彼のイギリス農業に対する診断は決して明るいものではなかったことは付言する価値があろう。土地はその生産能力をフルに生かしてはいなかった。穀物法廃棄後の国際的競争のもとにあって母国イギリス農業の生きゆく道は、ケアードによれば一方では土地法の改正であり、素材的には都市住民の消費に対応する農業の構造的転換を計ることが急務であるとされた。これが彼のいう「高度集約的農業」であったことは⁽¹⁶⁾ 督言を要しまい。ケアードの懸念が七〇年代に入り現実のものとなったことは、歴史の示す通りである。

これらの諸点は、今度筆者の論旨を展開させる上で重要な伏線となるはずである。

(1) 筆者の「消耗していない価値」よりも椎名教授の新しい論稿における「土地に残された価値」の方が、表現としては、はるかに熟している。ただ厳密に言うとな次のような点に問題が残されよう。つまり、補償の対象となるのは資本投下の結果生じた土地の生産力増大に対してではなく、「消耗していない」投下資本の範囲に限られるのであるが、「土地に残された価値」とするとその結果を指すと誤解され易い、或いは、少なくとも両者の区別がぼかされるように思われるのである。本稿で「土地に残された価値」と言う時は、以上の点を明らかにした上でのことである。

(2) E. Laurence, *The Duty and Office of a Land Steward*, pp. 18—19.

(3) これについては余り適当な調査はないが十九世紀と関しては *Royal Commission on Agriculture: Reports of the Assistant Commissioners of the "リットン報告" 中の「付録」* 二〇〇—二二七頁など。二〇世紀に關しては一例として J. J. McGregor, *Changes of Occupiers on Mid-Devon Farms* などを参照。

(4) 椎名前掲稿、三三三—三四頁。

- (5) Report from the Select Committee on Agricultural Customs, 1848, iv. なまじねに決つて新しい事実発見ひはな
 る、例を以て「イギリスの慣行」に引つて Orwin & Wetnam, *British Agriculture*, 1846—1914, p. 155 を参照。
- (6) 「イギリスの関税の整理」に引つて Orwin & Wetnam. op. cit. pp. 179~83 参照。
- (7) I. Caird, *English Agriculture* (1852), p. 131.
- (8) *Ibid.*, p. 132.
- (9) *Ibid.*, p. 195.
- (10) *Ibid.*, p. 196.
- (11) *Ibid.*, p. 503.
- (12) *Ibid.*, pp. 504~505.
- (13) *Ibid.*, p. 507.
- (14) *Ibid.*, p. 508.
- (15) 最近のムーアの論稿は穀物法の廃止を地主階級の産業ブルジョワジーに対する屈服ではなく新しい事態に対する適応過
 程として捕える。つまり穀物法廃止と「排水事業促進法」の関連を強調するのである。この有益な問題提起に対しては、そ
 の上に次のことが加えられなければならない。即ち、「廃止」の地主に対する代償が排水工事融資であったとすれば借地農
 に対する代償たるベウシーの「借地権法案」は否決されたところである。D. C. Moore, *Corn Laws and High Farm-*
ing, Ec. H. R., xviii, 3, (1965).

第二章

一

地主⇨借地農關係を考察する際に最も重要なものは、両者の力關係であり、それは第一義的には借地に対する需給關係を検討する中で確認することが出来る。つまり、借地が常に貸手市場に置かれている時、地主の立場は必然的に強化されるし、逆に、借地が借り手を見いだせない状態が長期に亘ると、地主は借地農に対して譲歩せざるを得ないであろう。両者の關係が、既述したように「信賴」とか「慣習」などの不明確な基盤の上に成立している場合、特にこの借地市場のあり方が重要な意味を持つのである。ところで、地主⇨借地農關係におけるこの力のネット・バランスは色々な局面を分析することにより解けようが、最も鮮明に検証出来るのは、借地契約期間と借地経営資本の補償の実態を通じてであろう。⁽²⁾ 両者は既述のように密接に關係しあっているが、しかし、考察の順序として両者を一応切り離れた方が問題の整理に役立つであろう。

今仮りに、借地契約期間だけを純經濟的・論理的に考察すれば、一般的にみて農業の将来に対して強氣が支配している時、或いは、インフレ懸念が存在する時には、借地の貸手市場は地主をして当然「年々（＝毎年）契約（借地）」⁽¹⁾ yearly tenancy, lease by the year つまり、一年限りの契約を選ばしめることになる。何故なら、詳説するまでもなく、かような予想が実現した時、「長期契約」は地主にとり地代取分比率の減少、或いは、実質所得の低下を意味するが、これに対し、「年々契約」を結んでおけば、農産物価格の上昇につれて地代を上げることが出来る。⁽³⁾ 逆に、

農業不況が「長期不況」と意識され始めると、農業に対する期待値が下り、今度は借地は借手市場になる。その場合、地主の立場からすれば当然将来に対する不安定感ないし弱気は長期契約を得策として採らしめるが、借地農は危険回避のため「年々契約」を選好し、これを借手市場を背景に地主に強請することになる。ここで注意して置きたいことは、期待値の形成或いは転換にはある時間的経過を必要とするから、その表現である地代と農産物価格との間には、事後的に観察するとラグが生ずることである。一例をあげれば一八七五年頃から「長期農業不況」が始まっているにもかかわらず、地代は一八七九年にピークに達している⁽⁴⁾。

無論、後に述べるように、借地契約期間はかような純経済的要因のみでは論じつくされないものがあり、この事実が亦重要なのであるが、とりあえず⁽⁵⁾、以上のことを前提としてその推移を検討してみよう。

とりあえず問題になるのは、資本主義社会が体制として確立した十七世紀末以降であるが、スペースの制約もあり、十八世紀については詳論する余裕はない。ただ次の点を確認しておこう。

定期借地 *Leasehold* 特に二一年間の長期借地の確立は、ノーファク農法の普及と足並を揃えていたと言えよう。或いは、N・リッチェスの研究を待つまでもなく、長期借地はノーファク農法の一特徴として根を下したのである⁽⁶⁾。丁度名譽革命から一七六〇〜七〇年頃までがこの時期に相当する⁽⁷⁾。農産物価格と地代の長期的動向という点からこの時期を展望すれば、以前の一世紀間における両者の暴騰と比較して、当期は沈滞から低位安定に終始した時期として特徴付けられよう⁽⁸⁾。このような農業状況のもとで、借地農にとり、地代を比較的長期間或るレヴェルに維持する長期借地は、その限りでは必ずしも有利なわけではなかった⁽⁹⁾。にもかかわらず、この種の借地は多くは地主により改良さ

れた土地で、それに対する魅力は捨て難いものがあつたのであり、長期借地は漸次普及した。ただこの場合、借地農にとり最大の魅力は、詳言するまでもなく、借地に対する安定性と借地農資本の投下による改良の収穫を比較的長期に亘り自己のポケットに収め得るところにあつたことは察するに難くない。しかし、この時期に資本主義的借地形態といわれる定期借地が、借地全体の中で占めていた比重については、われわれは確定する手段を持たないのである。

事後的に観察すると、農業は一七六〇年代に明瞭に新しい局面を迎えていた。⁽¹⁰⁾しかし、この長期的な価格の上昇傾向は、最初は特にその上昇が徐々たる歩みであつたことも手伝つて当事者には一般に問題にされず、また意識されたとしても、長期借地の契約期間が切れるまで地主はこれを「年々契約」に切り変えることが出来なかつた。このような事情から、十八世紀の末から十九世紀に至つて、地主は好況の利益を自己の掌中に収めるべく、次々に長期借地にかえて一年限りの契約による借地更には、「任意借地」tenant at willを借地農に強要した、とは通常指摘されるところである。⁽¹¹⁾

これは全国的に実証され得るであろうか。これを検べる最良の方法は、多言するまでもなく、十八世紀末から十九世紀の初頭にかけて存在した「農業改良会」Board of Agricultureの発起にもとづき、各州別に行なわれた「農業調査」General View of Agriculture of…の「定期借地契約」の項目を全調査に亘つて分析することである。加えて、この調査は各州につき二度、ミドルセックスの如きは一七九三年から一八一三年にかけて三名の調査官により行なわれており、⁽¹²⁾或いはこれらを相互に比較すれば動態把握も可能とならう。しかし、筆者は利用し得た史料の制約から充分にこれを行なうことは出来なかつた。利用し得た「調査」は「エイメリ文庫」のものを中心に、全イングラド三

九州のうちの一七州、つまり、約七割の州に関係したものであった。この数字は必ずしも完全なものではないが、それにもかかわらず、われわれはこれらの材料からその動きを明瞭に把握することが出来るのである。以下表現を尊重して該箇所を原文の# # # 掲げたいことにしよう。⁽¹⁴⁾

〔資料一〕

I *Bedfordshire* 'The farms in the county are in general held only from year to year, or for the usual three course of cropping, in the unenclosed parishes.'

'There are, however, a few farms are held on lease in a every part of the county; but such leases as have been executed within the last 10 or 12 years, are mostly for a short term.'⁽¹⁵⁾

II *Berkshire* 'It should be remembered however that except some old leases of twenty one years, nearly expired, I found few recent instances of so long a term, certain. Forteen years appears to be the longest term granted within last seven years, and I heard of several leases for only five, seven, or ten years certain...'⁽¹⁶⁾

III *Buckinghamshire*

IV *Cambridgeshire*

V *Cheshire* 'Leasing for lives was formerly a very constant and general practice in Cheshire. Farms are

イギリス租借地農業制度を巡る諸問題

now more generally set for a term of seven, eleven, fourteen or twenty-one years , not many for a longer term than fourteen, and more probably for eleven years, than any other term.

There are also many farm let from year to year only particularly in the neighborhood of gentle man's residence.^(五)

VI *Cornwall*

VII *Cumberland*

VIII *Derbyshire* 'The granting of leases for three lives, probably had some prevalence formerly in Derbyshire ... The number of those Land Owners who see the propriety of granting leases, ... , are comparatively very small and unfortunately their number seems rapidly decreasing in Derbyshire as well as elsewhere'.^(六)

IX *Devonshire* 'livehold tenures are become much in disuse, and terms of fourteen years absolutely are coming by far the most common'.^(七)

X *Dorset* '... leases of twenty-one years duration were common in this county, until near the end of the last century ; but proprietors in general think it now improper to put the management of their estates out of their own power so long a period ; and though at present it is supposed that about one half of the century is under lease, yet its duration is mostly for the term of only seven years,

- and in many very recent cases, the leases have been limited, even three years.^(註)
- XI *Durham* 'The leases are generally for short terms, seldom exceeding six years,^(註) ...'.
- XII *Essex* '... twenty-one years (running leases for three seven years) hence the general spirit, ...^(註)'.
- XIII *Gloucestershire* '... long leases, ... are now pretty much out of me: A three years taking, is not uncommon: seven years most frequent ...^(註)'.
- XIV *Hampshire* '... these are generally for twenty-one, renewable every seven... but here it is much to be regretted that these, as well as leases for twenty-one years, are getting much disuses, there being several estates in the county held at will, ...^(註)'.
- XV *Herefordshire*
- XVI *Hertfordshire* 'I am sorry that a prejudice against granting leases increasing daily, will, ..., in jure, beyond any cultivation, the agriculture of the kingdom.^(註)'
- XVII *Huntingdonshire*
- XVIII *Kent* '...fourteen years is the most usual terms.^(註)'
- XIX *Lancashire* '...many farms are held by leases on three lives..., leases upon years, are, from seven, eleven, fourteen, but chiefly seven.^(註)'
- XX *Leicestershire* 'Very few leases are granted, and those few decrease daily...^(註)'

XXI *Lincolnshire* '...leases for not less than twenty-one years [in the past] ... Tenantry, who for the most part are occupiers from year to year, ...'^(註)

XXII *Middlesex* 'It is, without doubt, a most unreasonable prejudice which many proprietors entertain against leases of their estates.'^(註)

XXIII *Norfolk* 'Sorry I am to perceive, that the contrary ideas seem to be gaining ground in this county; that some landlords will give no leases and others only for seven or nine years.'^(註)

XXIV *Northamptonshire*

XXV *Northumberland* 'Leases for twenty-one years are let on most of the principal estates, especially in the northern part of the county.'^(註)

XXVI *Nottinghamshire* '...farms are mostly let at will, ...'^(註)

XXVII *Oxfordshire* 'Lease. None are granted; or what are next to none. The longest is six years, ...but more commonly nothing more than an agrèement, voidable in many cases at six month's notice.'^(註)

XXVIII *Rutland* 'The greatest part of the land is let to tenants, from year to year.'^(註)

XXIX *Shropshire* 'Leases have of late years been much exploded by gentlemen of landed proprietor, many of whom having formerly granted excessive long terms, have been induced, ..., to object to any lease.'^(註)

XXX *Somerset* 'many estates in this district are held by leases for three lives, ..., but the greatest part is held for terms of years, viz. fourteen, seven and three years; and from year to year.'⁽⁶⁵⁾

XXXI *Staffordshire* 'Leases often granted; those for twenty-one years are not uncommon, and some also for a shorter term exist.'⁽⁶⁶⁾

XXXII *Suffolk* '...the more common terms for leases are seven, fourteen, twenty-one years; much land is occupied by men who are tenants at will.'⁽⁶⁷⁾

XXXIII *Surrey* 'Tenancy at will has also prevailed of late years and particularly in the south-east district.'⁽⁶⁸⁾

XXXIV *Sussex*

XXXV *Warwickshire*

XXXVI *Westmorland*

XXXVII *Wiltshire* '...the usual terms for which leases are granted in the district, are sometimes seven years, oftener fourteen, now and then twenty-one, but of late a term of twelve has been thought the most eligible...'⁽⁶⁹⁾

XXXVIII *Worcestershire*

XXXIX *Yorkshire*

East Riding

North Riding 'In this Riding, very few leases are granted, the occupiers of the soil being what are usually called tenant at will, holding their property by lease for a year;' ^(註)

West Riding 'where leases are granted, their duration is from three to twenty-one years; but three-fourth of the land is possessed from year to year, and this practice, ... is upon the increase, ...' ^(註)

問題となるのは、借地契約時間の变化、更には、定期借地から任意借地への転落である。そしてこの点に関して言えば、過半数を代表する前述の諸州の動向は見紛うことなく次のことを明らかにしている。即ち、長期借地契約から年々契約、つまり、一年ぎりの借地契約への切り変えと、「三代借地」*lease for three lres* が支配しその土地が更に「又貸し」*sub-let* されていた西部地方を中心にした借地形態からみた後進地域では、短期の定期借地への転換が進行していたことである。更にこれらの記録からわれわれは逆に——ドーセットの場合に明記されているように——十八世紀末に至る期間に定期借地が可成り根を下していたことを推定出来るであらう。

(1) 第三章でしばしば利用される「第一次農業不況調査特別委員会」の「ブルス報告」の「結論」部の一節「借地農資本の保障」の中の次のような記述は両者の関係を最もよく物語るものである。「借地農が契約により彼の資本の保障を得ることが出来るということは、或る意味では、真実である、^(註) というのは、両者は、必ずしも実際的にはそうでないにせよ、理論的には自由な主体であり、相方ともに彼の、(原文イタリック)条件が契約の一部となることを主張することが出来る。しかし、

これは理論的には真実であるけれども、現実には借地農はつまるところ弱い立場である、或いは弱い立場であった。そしてその結果譲歩しなければならなかった。」Select Committee on Agricultural Depression, Druce's Report, p. 104.

(2) このほか、余り注目されていないが狩猟法の改正過程を進めることも両者の力関係を知るために重要な手懸りを与えることにならう。

(3) 「(年々契約は)地主にとり、長期契約におおつては、彼の地代を上げる好機が早く訪れる」Conf. A. Young, General View of Agriculture of Norfolk, p. 48.

(4) 恐らくこれと逆の場合が一八四〇年代から五〇年代初頭について言えたように思う。この時期は穀物法廃止の懸念と、その実現後はそれによる国内農業の庄迫が強く懸念され、借地農の間では弱気が一般的であった。

(5) これを最も強調するのは、言うまでもなくマックレガーである。他方、D・スプリングは彼の説を「メロドラマ」と皮肉っている。本稿で明らかにするように、借地契約期間が第一義的に地主の政治的配慮から出たものであるとするマックレガーの主張は明らかに間違っている。しかし、それはこのような非経済的要因を無視してよいということでは全くない。筆者はこの点で、十九世紀の地主の行為を経済的な合理性をもって割切ろうとするスプリングの説にも組することは出来ない。

Conf. O. R. Mogregor, Introduction To Lord Erles' English Farming (1961), cxxvi ff. D. Spring, The English Landed Estates in the Nineteenth Century: its Administration, p. 181.

(6) N. Riches, Agricultural Revolution in Norfolk. A・ヤングがノーフォークの農業改良に長期借地契約が大きく貢献したことを強調したことについては多くを語る必要はあるまい。Conf. A. Young, op. cit., p. 47.

(7) R. A. Parker, Coke of Norfolk and Agrarian Revolution in *Essays in Economic History* Vol. II なきノーフォークの史料に従えば市民革命期に既にターニップの栽培が当州に導入されていた。最近、十八世紀における根菜類の広い普及

を讀むの註文・ト・シ・ニ・ウ・ン・キ・ト・ビ・ヨ・セ。Conf. E. L. Jones, *Agriculture and Economic Growth in England, 1660~1750*, Journal of Ec. Hist., XXV (1965), p. 3.

(8) Conf. E. Kerridge, *The Movement of Rent, 1540~1640*, Ec. H. R. 2nd. ser. VI, A. H. John, *The Course of Agricultural Change 1660~1760 in Studies in the Industrial Revolution* edited by L. S. Pressnell. G. E. Mingay, *Agricultural Depression, 1730~1750*, Ec. H. R. 2nd. ser. VIII. 角山英精「イギリス十八世紀前期は不況期か」『経済地理』六二号。

(9) ハーカーは当時の長期借地契約の一史料に関して「これはその借地農が、恐らく長期借地契約が一部は地代を安定した高い水準に維持する工夫であったが故に、それを受容れるのにははきはきが進まなかった」という印象を与える」と註記している。R. A. Parker, op. cit., p. 330. n. 16.

(10) 例えはミンガイの作製した地代マニヤを参照。G. E. Mingay, op. cit., p. 311 (in *Essays on Economic History* Vol. II.) なミンガイは別の書物で次のようにも書いています。「しかし、約一七六〇年以降、人口増加と工業発展の歩々が大きく加速されたために、地代の上昇運動はより大きく更に力を得た」(G. E. Mingay, *English Landed Society in the Eighteenth Century*, p. 52.)。具体的な実例はミンガイの書物その他 F. M. L. Thompson, *The Landed Society in the Nineteenth century* p. 217 ff. に豊富に利用されています。

(11) Macgregor, op. cit., KCVIII~C.

(12) 本稿において私が史料を利用する際の基本的態度とでも言うべきものは、個々の州や所領の史料を如何に断片的に集めようと、そこからイングランド全土の趨勢を云々することは出来ない、という立場である。

(13) 本稿には砂をかむような史料の抜萃が多く見られるが、これはその狙いの性格上或る程度止むを得ないものであること

を説者は理解して載せた。

- (14) ノランンの州は史料を利用出来なかつたせいである。
- (15) T. Batchelor, General View of the Agriculture of the County of Bedford, 1813. p. 40, 41.
- (16) W. Mavor, General View of the Agriculture of the County of Berkshire, 1809, pp. 112-13.
- (17) T. Wedge, General View of the Agriculture of the County of Chester, p. 13.
- (18) J. Farey, General View of the Agriculture of the County of Derbyshire, 1813, pp. 35~6.
- (19) C. Vancouver, General View of the Agriculture of the County of Devon, 1808.
- (20) W. Stevenson, General View of the Agriculture of the County of Dorset, 1812, pp. 83-4.
- (21) J. Granger, General View of the Agriculture of the County of Durham, 1794, pp. 53-4.
- (22) C. Vancouver, General View of the Agriculture of the County of Essex, 1795, p. 161.
- (23) T. Rudge, General View of the Agriculture of the County of Gloucester, 1807, p. 66.
- (24) C. Vancouver, General View of the Agriculture of the County of Hampshire, 1810, pp. 54~55.
- (25) J. Boys etc., General View of the Agriculture of the County of Hertfordshire, 1804, p. 34.
- (26) G. Nicoll etc., General View of the Agriculture of the County of Kent, 1796, p. 41.
- (27) J. Holt, General View of the Agriculture of the County of Lancaster, 1794, p. 68.
- (28) J. Monk, General View of the Agriculture of the County of Leicester, 1794, p. 58.
- (29) T. Stone, General View of the Agriculture of the County of Lincoln, 1794, p. 40, 97.
- (30) J. Middleton, (General) View of the Agriculture of the County of Middlesex, 1798, p. 71.

- (15) A. Young, General View of the Agriculture of the County of Norfolk, 1813, p. 48.
- (16) J. Bailey, & G. Culley, A General View of the Agriculture of the County of Northumberland, 1800, p. 31.
- (17) R. Lowe, General View of the Agriculture of the County of Nottingham, 1794, p. 46.
- (18) A. Young, General View of the Agriculture of the County of Oxford, 1818, p. 63.
- (19) J. Crutchley, General View of the Agriculture of the County of Rutland, 1794, p. 22.
- (20) J. Bishton, General View of the Agriculture of the County of Salop, 1794, p. 27.
- (21) J. Billingsley, General View of the Agriculture of the County of Somerset, 1798, p. 42.
- (22) W. Pitt, General View of the Agriculture of the County of Stafford, 1796, p. 30.
- (23) A. Young, General View of the Agriculture of the County of Suffolk, 1804, p. 30.
- (24) J. William & J. Malcolm, General View of the Agriculture of the County of Surrey, 1794, p. 56.
- (25) T. Davis, General View of the Agriculture of the County of Wiltshire, 1811, p. 30.
- (26) J. Tuke, General View of the Agriculture of the North Riding of Yorkshire, 1800, pp. 55-6.
- (27) R. Brown, General View of the Agriculture of the West Riding of Yorkshire, 1799, p. 30.

二

当時の小麦価格の暴騰に加うるに「農業改良会」などによる国策としての奨励もあり、穀作地はインクローウジャの進行とともに増大し、地主と借地農は借金経営をしてまで農業改良に狂奔した。⁽¹⁾だが、ヨーロッパに平和が訪れると

ともに、国内の金融政策とも関連して長期農業不況が到来する。戦時の暴利に酔っていた借地農は限界耕地の放棄を余儀無くせられ、地主は一時的な代減免を強いられた。⁽³⁾この時期の農業実態については、われわれも後に触れる機会を持つ。ただ当時の各種「農業窮状調査委員会」の記録を分析したG・E・ファスルとM・コムトン⁽⁴⁾は、最後に「救いのない不況の画は虚偽であった」とし、⁽³⁾クラバムの北・西部の畜産地域では影響は軽微であるという説を、⁽⁴⁾保留をつけながらも全体としては支持している点に注意を向けおきたい。つまり、戦後の農業不況は専ら穀作不況であったのであり、これを契機にして農業の素材的構造転換が一步を進めるのである。

一八二八年に世に出たケネディとグレインジャ両者の手に成る「イギリス土地保有の現況」⁽⁵⁾は、二七年から八年に亘って土地保有と農業慣行を含めてイギリス農業の実態を調査したものである。農産物価格から判断した限り不況の大底は二九年であり三二年まで同水準で停滞しているところから、同調査が不況期の農業の実態を提示したものと見て、⁽⁶⁾時期的に最善のものであることはまず間違いない。次に調査の意図について付言しておく必要がある。これはサマセット伯以下多数の大土地所有者の援助によって行なわれたものであるが、そもその狙いは、不況により今まで圧倒的に地主の側にあった地主⇨借地農間の力のバランスが動揺しかかった時に、「作離れ料」その他の補償慣行を全国的に調査して地主の利用に供しようとしたものと理解されよう。⁽⁷⁾

ところで土地保有形態の調査という点からみると、この史料は既述の史料と若干ニュアンスを異にしている。つまり、前にあげた史料は様々の土地保有形態のうち、定期借地のみを対象にしてその動向を伝えたものであるのに対し、⁽⁸⁾今回の史料は各州について、夫々、次に掲げるように、「農場は一般に……で保有されている（貸与されている）」

というように各州に支配的な保有形態が唯一つだけ、一ないし二行の文章で簡潔に明示されている点にあらう。勿論、この場合の農場とは借地農場を前提にしたものであることは、調査そのものの性質上疑いないが、戦中から戦後の不況期にかけて全国的にみると自由保有農が大きく減少したことは通説の言う通りである。⁽⁹⁾この「現況」を原文のまま次に引用して置⁽¹⁰⁾こう。

〔史料二〕

- I *Bedfordshire* 'the farms are most commonly let upon a short lease of seven years'. (p. 133).
- II *Berkshire* 'Farms in this county are generally held on leases, for seven or fourteen years;'. (p. 143).
- III *Buckinghamshire* 'leases are most commonly granted, but not for a long term'. (p. 152).
- IV *Cambridgeshire* 'The tenants in this county chiefly hold at will; of few leases that are granted, the terms do not exceed four and five years;'. (p. 155).
- V *Cheshire* 'Farms are very commonly let upon leases: but the mode of making the occupiers meetly tenants at will is new much more in use than it was formerly'. (pp. 160-61.)
- VI *Cornwall* 'The farms in Cornwall are generally on leases for fourteen or twenty-one years'. (p. 176).
- VII *Cumberland* 'The farms are usually let on leases, for three, seven or nine years, but seven is the most general terms, scarcely any exceed nine'. (p. 165).

- VIII *Derbyshire* 'The farms are generally upon a small scale, and the tenants chiefly hold at will'. (p. 181)
- IX *Devonshire*
- X *Dorset* 'The farms are in general let for fourteen or twenty-one years'. (p. 197).
- XI *Durham* 'Farms, in the western part of the county, are more commonly let on leases than by the year, but in other quarters they are generally held at will'. (p. 201).
- XII *Essex* 'The farms in Essex are most commonly let on leases for seven or fourteen years'. (p. 206).
- XIII *Gloucestershire* 'Leases are generally granted for seven or fourteen years; there are scarcely any for a longer term'. (p. 215).
- XIV *Hamptshire* 'Farms in this county are, or at least have been until lately most usually let on leases; but a practice is gaining ground of holding them only at will.' (p. 241).
- XV *Herefordshire* 'Farms in Herefordshire are chiefly let only by the year.' (p. 233).
- XVI *Hertfordshire* 'Leases are most usually granted for seven or fourteen years.' (p. 237).
- XVII *Huntingdonshire* 'The farms are chiefly let only by the year.' (p. 245).
- XVIII *Kent* 'Leases are not so generally granted in this county as in some others, the land, in many part, being held at will, but the greater proportion of it is rent for either seven or fourteen years.' (p. 248).

- XIX *Lancashire* 'They (farms) are most commonly let on leases for seven years.' (p. 255).
- XX *Leicestershire* 'The tenants most commonly hold at will.' (p. 261).
- XXI *Lincolnshire* 'The general custom in Lincolnshire is, to let the farms on leases for seven or fourteen years.' (p. 266).
- XXII *Middlesex*
- XXIII *Norfolk* 'Leases are generally granted for seven or fourteen years; a few for twenty-one years.' (pp. 285-86).
- XXIV *Northamptonshire* 'the farms are most commonly let only from year to year.' (p. 282).
- XXV *Northumberland* 'Leases are granted for seven, fourteen, or twenty-one years...'. (p. 279).
- XXVI *Nottinghamshire* 'The tenants in general in this county hold only at will.' (p. 292).
- XXVII *Oxfordshire* 'leases are granted for seven or fourteen years.' (p. 297).
- XXVIII *Rutland* 'The farms here are generally held at will.' (p. 300).
- XXIX *Shropshire* 'The farms in general are held only from year to year.' (p. 303).
- XXX *Somerset* 'usually granted for eight or twelve years.' (p. 309).
- XXXI *Staffordshire* 'The tenants, in general, hold at will.' (p. 327).
- XXXII *Suffolk* 'The farms are usually let on leases for seven or fourteen years.' (p. 314).

- XXXXIII *Surrey* 'Leases are commonly granted seven, fourteen, or twenty-one years.' (p. 320).
- XXXXIV *Sussex* 'A large proportion of the land in Sussex is now occupied by tenant at will.' (p. 333)
- XXXXV *Warwickshire* 'the farms are now chiefly held only from year to year.' (p. 341).
- XXXXVI *Westmorland* 'Leases are usually granted for seven, nine, or eleven years, and some twenty-one years.' (p. 345).
- XXXXVII *Wiltshire* 'The farms in Wiltshire are generally held on leases for seven, fourteen, or twenty-one years.' (p. 350).
- XXXXVIII *Worcestershire* 'Leases generally granted, but only for short terms such as three, five or seven years.' (p. 357).
- XXXXIX *Yorkshire* 'let the farms only from year to year.' (p. 353).

これら各州についての記載から次の二点が明瞭になろう。即ち第一は、この不況期において一度対仏抗争中「年々契約」への切りかえが行なわれた「長期借地」が、全国的に見れば再び支配的になっていくこと、つまり、十八世紀末に起りつつあったものと全く逆の現象が起っていること。ただ、この場合でも借地期間は七年或いは一四年が多数を占めていることに留意したい。第二に、「年々契約」或いは「任意借地」保有はセヴァーン河以北、つまり牧畜・酪農地域で不況の影響の比較的弱いか又は全く受けなかったような地域に存在すること、この二点である。これは地主

が不況期に借地農の犠牲において進んで地代収益の安定化を計り、借地農による資本投下を促すために採用した手段であると推定せられる。「毎年契約」から「長期契約」への転換は比較的簡単であったと推定される。何故なら長期借地の場合のように契約期日の切れる日の到来を待つ必要もなかったし、又、借地農の方にも——少なくとも一部は——別の面で大きな利益、つまり改良の成果を自己の手にし得るといふ安心感から改良を昂め生産の増大を計ることが出来たからである。だが一般的に言えば不況期になって土地改良の余力のある借地農は平均以上の限られた層であり、地主の場合も、財政的余力のある大地主のみが地代維持のためこの時期に逆に積極的に投資を進めることが出来たのである。⁽¹¹⁾

次に第二点については改めて注目に値する。つまり、一言にいえば農業地として将来性のある地域は以前の時期と同じ事態が進行したのである。例えば、チェシヤにおいては十八世紀末には三代借地から七～二一年借地への切りかえが進行していたが、この段階になると、史料の示すように任意借地への転落が更にこれに続いて進行していることが分る。「高度集約農業」の中心地チェシヤの地代の一貫した顕著な増大は周知のところであろう。

この史料の綿密な分析にもとづいて、筆者は「定期借地の人気の更に大きき衰退は、戦後期に起ったように思われる」と説く⁽¹²⁾、トムスの主張にどうしても組することが出来ない。彼は、更にこの上に、当時の不況調査委員会の証言における、二〇年前には借地農が長期借地を欲していたのに現在はそれを誰れも欲する者はいないという指摘を積み上げて、「毎年契約の最終的普及は地主の弱さの結果であって彼の力の証明ではない」と結んでいるが、⁽¹³⁾ 事実は全く逆なのであって、借地農は年々契約を欲したにも拘らず地主のペースにより七～一四年の定期借地が進行したと考

えらざるを得ないのである。

(1) この農業不況に関しては労作「毛利健三稿」「一八一五—一六年のイギリス農業不況」(『土地制度史学』二四号)が参照せらるべきである。

(2) F. M. L. Thompson, *op. cit.*, p. 231, pp. 234~5.

(3) G. E. Fussell & M. Compton, *Agricultural Adjustments After Napoleonic Wars, Economic History*, II, p. 204. なお最近の通史もこれを支持している。Conf. Orwin & Wetnam, *op. cit.*, p. 57.

(4) J. Clapham, *Economic History of Modern Britain*, I, pp. 135~36. なおこの主張は最近のチャンバースの書物でも受入れられ、今や通説となっている。宮崎・米川訳「世界の工場」八七頁参照。

(5) L. Kennedy & T. B. Granger, *The Present State of the Tenancy of Land in Great Britain*, 1828.

(6) G. E. Fussell & M. Compton, *op. cit.*, p. 186.

(7) 本書の一三〇頁にも及ぶ序文は真に要領を得ない「難解」なものであって、結局最も強く主張されているのは農業保護の必要性であるように思われる。しかし農業不況のもとで旧借地農への補償が借地経営資本を圧迫しているという主張が本書の成立と関連して最も重要な点であろう。

(8) 「農業改良会」の調査には「定期借地」の他に「土地保有」なる節があり、これにより、各州における定期借地の比重を大きくざっぱに把握することが出来る。

(9) つまり、自由保有地が減少し、借地形態ではコピー・ホルドが年々契約或いは任意借地に切り変えられたわけであるから、十八世紀と比較して土地保有形態の斉一化が急速に進行したものと考えられる。

(10) 本稿はイングランドのみを問題とする。デヴォンシャーは借地形態に言及なく、ミドルセックスは全く叙述がない。

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

(11) F. M. L. Thompson, op.cit., p.233 ff.

(12) Ibid., p. 230.

(13) Ibid., p. 231.

三

続いてわれわれは四〇年代以降に入ろう。三〇年代末から農業は向上に転じていた。既に始まっていた不況の末期の人工肥料の利用は、「長期借地」によって支えられていたものであろう。この農業の将来に対する期待の高揚は、しかし、無論以前の十八世紀末のような大きなものでも急激なものでもなかった。事後的に考察すれば、イギリス農業は確かに「黄金時代」の入口にさしかかっていた。ただ穀物法の存続に対する不安と廃止された時の農産物価格の低落懸念が強く底流に存在したのである。

「廃止」運動の高まりと借地経営資本の保障を主要な目的として四〇年代初頭を中心に各地に「借地農クラブ」Farmers' Club が誕生する。⁽²⁾しかし穀物法は四六年遂に廃棄せられ、他方、イギリス農業の国際競争力を培養するために借地農資本の保護を意図した「ビュジー法案」は地主の強力な反撃にあい流産した。⁽³⁾

パークシャの進歩的地主ビュジーを委員長とする議会の「全国農業慣行調査委員会」のレポートは、このような状況の産物であり、この期におけるイングランド農業を知る歴大な史料である。多くの州から諮問された証人に対して行なわれた尋問は一〇、〇〇〇を超える。しかし、彼らがすべて出身州の事情に通じていたわけではないことは、内容

を一読した者には明瞭である。加うるに設問が定まっていたわけではない。つまり結論的に言えば、この調査報告と証言記録は当時の農業の総合的把握には欠かせないものであるが、借地契約期間の動向を知るものとしては余り役立たないと言えよう。そこでこの史料の利用は専ら後に廻して、「索引」に記載されたものだけをここにあげるに止める。

〔史料三〕

(4)
Leases

Bedfordshire : Some of the large landowners in Bedfordshire grant leases as a protection to good farming, but leases are not at all general.

Derbyshire : Leases are seldom granted in Derbyshire.

Lincolnshire : A greater portion of the farms in Lincolnshire are held by yearly tenancy.

Northumberland : In the county of Northumberland the land is usually held on lease, more so than in any other county; the usual length of the lease is twenty-one years.

Nottinghamshire : There are no leases in witness's neighbourhood in South Nottinghamshire.

Staffordshire : Leases are not prevalent in Staffordshire.

Warwickshire : In witness's neighbourhood leases are very rare.

Wiltshire : The usual tenure of land in Wiltshire is a lease for eight years.

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

Yearly Tenancies⁽⁹⁾

Cheshire : The lands in Cheshire are held ordinarily from year to year.

Durham : There are a good many lease, but there is a good deal of land held without lease ; the greatest proportion is held on yearly tenure.

Hertfordshire : Yearly tenures are the rule in Hertfordshire ; leases are the exception.

Kent : Three out of four of the tenures in the weald are yearly tenures.

Lancashire : The tenure of the land in Lancashire is generally from year to year.

Leicestershire : The farms are mostly held at will.

Lincolnshire : The land is generally held on yearly tenancy.

Northamptonshire : The holdings in Northamptonshire are almost universally from year to year ; there is scarcely lease in the county.

Somersetshire : The tenancies are generally yearly tenancies.

Worcestershire : The holdings are generally yearly, in few instances there are leases.

Yorkshire : The property is chiefly let from year to year.

これらの断片史料からも借地契約期限は一年限りの契約に再度逆転しており、それが支配的に根を下していること

がうかがわれる。実は前記「借地農クラブ」の創立は、このような「年々契約」借地の増大を背景に考えればより理解し易すかろう。

だが、この当時の記録として最も包括的で信憑性を主張し得るのは、一八五〇年に世に出た既述ケアードの著述であろう。この中の借地保有期間の記録は、必ずしもイングランドの全州を覆っていないし、各州についても厳密に言えればこれは妥当する⁽⁶⁾。しかし彼のそのような見識のあるエキスパートが単独で行なった、つまり判定にむらのない調査報告として矢張り大きなプラス点を主張し得るものと言えよう。彼の著作から網羅的にわれわれは次の記録を見い出すことが出来た⁽⁷⁾。

〔史料四〕

I Bedfordshire

II Berkshire 'Farms in Berkshire are generally held from year to year.' (p. 115).

III Buckinghamshire 'The tenures are principally from year to year, and such tenures are preferred by the farmers to leases.' (p. 2).

'The land is generally held from year to year, ...' (p. 7).

'The farms vary in extent from 100 to 200 and 300 acres, some of the tenants holding on lease, and some from year to year.' (p. 7).

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

- IV *Cambridgeshire* (the Fen County) 'Not many of his (the Duke of Bedford) Grace's tenants here hold on lease, ...' (p. 182).
- V *Cheshire*
- VI *Cumberland* 'The farms are all let on lease at money rents for a period of fourteen years, ...' (p. 353).
- VII *Derbyshire*
- VIII *Devonshire* 'Life leases are now replaced as they fall out by leases of seven to ten years, for large farms, and of six years for small.' (p. 50).
- IX *Dorset* 'The farms are chiefly hold on yearly agreement, though leases from seven and ten to twenty-one years are not uncommon, ...' (p. 58).
- X *Durham* 'the farms are held from year to year, but the same families continue in their farms for generations.' (p. 344).
- XI *Essex* 'The holdings are generally from year to year, especially where the farms are small and the tenants a less enlightend class.' (p. 135).
- XII *Gloucestershire* 'many of the most wealthy of the farmers hold their lands on lease, but the tenure are chiefly from year to year.' (p. 32).

'The farms are generally held from year to year.' (p. 42).

XIII *Hampshire* 'In both divisions the farms are commonly held on yearly tenures.' (p. 89).

XIV *Hertfordshire*

XV *Huntingdonshire*

XVI *Lancashire* 'Unfortunately the great proportion of the country is held by small farmers..., while much of it being held on life leases, and the great proportion of the rest on tenures from year to year.' (p. 265). 'The farms are generally held on seven years leases, some on fourteen (in the dairy district).' (p. 281).

XVII *Leicestershire* 'The tenants almost invariably hold from year to year.' (p. 219).

XVIII *Lincolnshire* 'as leases were not the fashion of the county, ...' (p. 194).

XIX *Middlesex*

XX *Norfolk* 'lease for 21 years being now common over Norfolk, ...' (pp. 165-6).

XXI *Northamptonshire* 'The farms are all held from year to year; and there is no desire on the part of the tenants for leases.' (p. 432).

XXII *Northumberland*

XXIII *Nottinghamshire* 'The land in the county is chiefly in the hands of large proprietors, ..., letting

their farms from year to year at moderate rents.' (p. 144).

XXIV *Oxfordshire* 'The farms are generally held from year to year, leases being the exception.' (p. 17).

'Great part of the land which farms the subjects of this letter is let on yearly tenure.' (p. 25).

XXV *Rutland*

XXVI *Staffordshire* 'The tenantry hold chiefly on yearly tenures, and prefer to do so.' (p. 231).

XXVII *Suffolk* 'The lighter soils on the eastern and western side of the county are held, ..., by large farmers, generally men of capital, who have leases of 7 and 8 to 14 years.' (pp. 151-2).

'the farms are held chiefly from year to year by men of little capital (on the heavy lands).' (p. 152).

XXVIII *Surrey* 'Farms are principally held on yearly tenures, though leases of 7 to 14 years' duration are not uncommon.' (p. 119).

XXIX *Sussex* 'The farmers usually hold their farms on yearly tenures.' (p. 127).

XXX *Warwickshire* 'Farms are generally let from year to year .' (p. 222).

XXXI *Westmorland*

XXXII *Wiltshire* 'The farms..., held from year to year...' (p. 75).

'The farmers, in fact, who generally hold on lease, are a superior class of men, ...' (p. 81).

XXXIII *Yorkshire* (W.R.) 'There are few leases, the holding being chiefly from year to year, ...' (p. 290).

(F.R.) 'The farms are all held from year to year, and there is no wish on the part of the tenants for any other arrangement.' (p. 317).

これらの記述は、ビュジー委員会証言記録に関して持ったわれわれの推論を動かし難いものとするであろう。即ち、「長期借地」は今や急速に減少しつつあり、「年々契約」の増大が顕著に観察されるという点である。この転換が予想外に急速である時に関しては、前の不況期の借地契約期間が長期といっても七一四年であった点を念頭におかねばならないが、それ以外に非経済的要因が考えられ得るか？ 恐らく無視出来ないのは一八三二年の選挙法改正であろう。マックレガーは最近借地形態・期間に支配的影響を及ぼしたものは経済的要因ではなく政治的要因であったと主張する。⁽⁸⁾ 本稿の史料は長期的趨勢にもとづいて彼の主張が一方的であることを立証しているが、三二年改正で借地農に投票権が与えられたことにより、地主による借地農支配の欲望が高まったことは、当時主張された点であり、或程度考慮に入れるに価するものと言えよう。⁽⁹⁾ 勿論この場合でも、農業に対する長期的には強気の気配が底流に存したのである。四〇年以降の荒蕪地インクローウジャの最後の高まりは、これを示すものに外ならない。⁽¹⁰⁾ われわれは、一般に地主と借地農を比較した場合、前者の方がそのビジネス・ホライズンに関する限り遙かに広かったことを頭に入れておく必要がある。これに対し、借地農は専ら目先の利益しか眼中になかった。ケアードは特にこの点を指摘したのである。⁽¹²⁾ 彼らの中に「年々契約」を選ぶ傾向がみられたのはこの点と無関係ではあり得ないが、これは後に問題にすることになる。

- (1) G. Fussell & M. Compton. *op. cit.*, p. 202.
- (2) 前掲拙稿、「フアーマーの歴史に関する一試論」一八一—八二頁。
- (3) 同稿、一八六—一八八頁。
- (4) Report from the Select Committee on Agricultural Customs, Index, p. 39.
- (5) *Ibid.*, pp.63~4.
- (6) このケアードの書物は五六通の書簡としてタイムズに連載されたものを一卷にまとめたものであり、ほぼ一州が二通の書簡に収められている。しかしシェロップシヤのように全く触れられない州もあればハンティンドンシヤのようにきわめて簡単に終えてゐる州もある。
- (7) プランタの州は借地形態につらての一般的叙述を筆者が発見し得なかつた州である。
- (8) 本稿一五九頁註(5)参照。
- (9) いわゆる「チャンドス条項」で、チャンドス伯の動議により加えられた。五〇ポンド以上の地代を支払う借地農に投票権を与えたもので、ブルジョワジーに与えた投票権の対価と看做される。Conf. A. Briggs, *The Age of Improvement*, p. 151, 162.
- (10) オウマン・ヒウエイタムの書物もこの点を可成強調してゐる。Orwin & Wetham, *op. cit.* pp. 42—3.
- (11) A. H. Johnson, *Disappearance of the Small Landowner*, p. 90.
- (12) J. Caird, *English Agriculture*, p. 508.

五〇年代、特に後半の「黄金時代」の頂点を經過し、七五年頃から十九世紀末のいわゆる「長期農業不況」*The Great Depression of English Agriculture* が始まる⁽¹⁾。しかし既述のように、これは最初構造的不況として意識されず、地代は七〇年代末まで上昇傾向を続ける⁽²⁾。七九年に「農業不況調査委員会」がリッチモンド伯を委員長として生まれ、証言記録として七〇、〇〇〇近い途方もない数の質疑が八〇年二月から二年間以上も続けられ「証言記録」*the evidence of witnesses* として公にされた⁽³⁾。更にこれと平行して数人のアシスタント・コミッショナーが任命せられ、イングランドを始めとしてヨーロッパ大陸諸国にまでも及ぶ調査が行なわれて、彼らのサブ・レポートが作製提出された⁽⁴⁾。この調査報告は必ずしも統一がとれていない。しかし、いずれも対象とした地域の各所に質問書を配布し、それを回収・集計したデータから報告書を作製したものと考えられる。イングランドを当面の対象についてみれば、東・南部とミッドランドを対象にした「ドルス報告」*Mr. Druce's Report*⁽⁵⁾、北部を調査した「コールマン報告」*Mr. Coleman's Report*⁽⁶⁾、*Mr. Little's Report*⁽⁷⁾、*Mr. Coleman's Report*、*Mr. Little's Report* の三者とも本章の問題点に関しては利用度の高い成果をあげている⁽⁸⁾。

〔史料五〕

(1) 「ドルス報告」*Druce's Report*

「農場保有」*Tenure of farms*

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

- I *Bedfordshire* 'Almost all farms in this county are held under yearly agreements. There are but very few leases' (p. 6).
- II *Buckinghamshire* 'Most of the farms in this country are held under yearly agreements, with six months' notice to quit. There are a few leases;' (p. 11).
- III *Cambridgeshire* 大略古州(同) (p. 15).
- IV *Derbyshire* 'On the large estates in the north of the county the farms are held under yearly tenancies, with six months' notice to quit' (p. 22).
- V *Essex* 'Farm leases are very common in this county: perhaps I ought to say that they were very common, for they are now continually being cancelled, ...' (p. 29).
- VI *Hertfordshire* 'Farms in this county are, generally speaking, held under yearly agreement, and leases are uncommon' (p. 34).
- VII *Huntingdonsshire* 大略古州(同) (p. 41).
- VIII *Leicestershire* 同 (p. 46).
- IX *Lincolnshire* 同 (p. 52).
- X *Middlesex* 'many of the farm in this county are held under leases, but a large number under yearly agreements;' (p. 62).

- XI *Norfolk* 'The larger farms in the county, and especially those in West Norfolk, are generally held under lease, and therefore the majority of the farms in it are held under yearly agreements.' (p. 65).
- XII *Northamptonshire* 'Farms in this county are generally held under yearly agreements, with six months' notice to quit, but three are a few leases.' (p. 72).
- XIII *Nottinghamshire* 大盛快系ノ區々 (p. 78).
- XIV *Rutland* 區 (p. 88).
- XV *Suffolk* 'Both systems of tenancy appear to be common in Suffolk, and even upon the same estate some farms are held under lease, and others under agreements.' (pp. 91-2).
- (2) 「ノーラムの報告」Coleman's Report
- XVI *Northumberland* 'Although long leases proved in early days important factors in the improvement of farming, at the present time, and especially since the bad times commenced some five years ago, a great change of feeling has occurred, and many farmers would now prefer a year's notice with liberal conditions as to tenant-right.' (p. 3).
- XVII *Lancashire* '(mainly) Under yearly agreement.' (p. 45).
- XVIII *Cheshire* 'Land is principally held on annual tenure, with six months' notice.' (p. 73).
- (3) 「リトルの報告」Little's Report

「農場保有」*Tenure of farms*

XIX *Cornwall* 'Throughout the county it is, I believe, usual to let farms on leases of 7, 14, or 21 years, most frequently for 14 years' (p. 7).

XX *Devonshire* 'I have been generally informed that the most usual term for which the land is let in Devon is under a lease for 14 years' (p. 18).

XXI *Dorset* 'I am hold that a large majority of the farms in this county are let from year to year, either under an agreement subject to 12 months' notice to quit, or without any agreement.' (p. 27).

XXII *Somerset* 'I believe that a great majority of the farms are let from year to year, with either 6 or 12 months' notice to quit.' (p. 34).

これらの史料はイングランドの全土を覆うものではないから断定的な結論を出すべきではないかも知れぬ。しかし、「年々契約」の増大はケアードの史料の時期である五〇年代よりも「黄金時代」を通過する過程で更に強められたことを窺わせるものがある。⁽⁹⁾例えばノーファク、ランカシャ等に観察される切りかえがこれである(XI, XVII)。それ以上に問題になるのはこの時期の史料が「黄金時代」末期の状況を示す記録とされるべきか、或いは、不況期のそれを示すものと解すべきかという点であるが、この点ではまず前者に軍配を上げるべきであろう。これは両者の力関係に異なった解説を下すことになる。つまり、前者とすれば、それは地主の貸手市場を指すものであるが、後者とすれば

ば、史料(V)の中にもある如く、不況下における借地の借手市場を意味する。後述するように、「第二次農業不況委員会」の設置される八〇年代末から九〇年代を通じて借地は十九世紀初頭の不況のように長期借地に転換しなかった。これはこの時期に至り、史上初めて借地市場のバランスが借地農の側に傾きだしたことを意味すると解されねばならない。

イギリスは史上初めて市民革命と産業革命を達成し、急速な工業の発展とそれに伴う人口の急増を迎えた。それにも拘らず、イギリス農業は、その工業人口に供給する農産物を、法的(穀物法廃止以前)にも、或いは事実上(「運輸革命」以前)独占していた。これが、農業部門における幾多の不況を経過しながらも、以上の史料が語るように、借地が常に貸手市場であった基盤であると言えよう。とはいえ、この原因を探ることは、本稿の当面の問題点ではない。

(1) 十九世紀末の「長期農業不況」についても最近ではその地域差が強調される傾向にある。しかし、八〇年代後半に入り冷凍技術の発達によって畜産地域にまで不況が拡大して行った基本的事実を見逃してはならないであろう。Conf. T. W. Fletcher, *The Great Depression of English Agriculture, 1873-1896*, Ec. H. R., xiii.

(2) この点は一八五〇—一九二〇年の間の地代傾向を图示したダンピアーウエイタムの書物などを参照。C. Dampier-Wheham, *Politics and the Land, 1927*, p. 107.

(3) この証言記録の史料的价值については前掲のフレッチャ論文が有益である。彼は特にこの中で証人が穀作地域の代表に偏していた事実を強調している。

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

(4) アシスタント・コミシヨナーの調査対象となった諸国はヨーロッパ・アメリカ大陸の他にドイルのウエイルズ、ウォーカーとホウフの手になるスコットランド、ポールドウィンとロバートソンによるアイルランドがある。アシスタント・コミシヨナーの多くは証言台にも立っている。

(5) Royal Commission on Agriculture. Further Report of Mr. Druce (C. 3375-II), 1882.

(6) Report by Mr. Coleman (C.3375-V), 1882.

(7) Report by Mr. Little (C.3375-I), 1882.

(8) リトルやコールマンの報告には夫々龐大な附録が添えられており、借地契約に關しても豊富な実例を提供してくれる。しかしこれらの個々の例については、本稿では全く利用されない。

(9) 「黄金時代」の「エコノミスト」を繙くと、「定期借地」を要求し「年々契約借地」を弾劾する記事が数多く見いだされる。これはその政治的意図を考慮した上で、なお借地農の要求の高まりを示すものと言えよう。

(10) 周知のようにエセックスはその粘土性土質の關係上、不況の影響をイングランドで最も強く受けた州であり、当地域では多く借地農が破産して土地を離れたのである。史料の叙述は、このような状況下で、借地農のイニシアティブにより年々借地契約が進行していると看做されるのが妥当であろう。

第三章

一

前章でわれわれは定期借地期間は常に地主側のイニシアティブにより定められていた。つまり、決定権は常に地主

側にあったことを明らかにし得た。議論を一步進めて、資本主義的借地農業経営の実態と「土地に残された価値」(1)「消耕していない価値」(2)の補償問題、その価値と補償の関係、より正確にはギャップを立証するのが本章の目的である。

いわゆる「高度(集約)農業」high farming を経済学的に一言で表すとすれば、経営単位面積当りの資本投下の増大により、土地の生産性向上を意図するものと言えよう。この場合集約とは、労働に対して資本集約であることを必ずしも意味せず、投下資本が賃金に向けられようと購入肥料に向けられようと、それは問題ではない(1)。歴史的に観察すると、ハイ・ファームिंगの展開とは農業そのものの特化過程で提起されたものであることを忘れてはならない。ある部門の特化と拡大は、当面労働集約的な農業部門の拡大に通ずることもあれば、他の部門では資本集約的な傾向を採ることも考えられる。一般に都市化 urbanization の進展に伴なうところの穀作から酪農・蔬菜・果実部門などへの転換は、投下固定資本のより一層の増大よりも雇用労働量の増大の方がより大なる比率をもって進行したことを史実は語っている(2)。しかしこの場合でも、同一農業部門を貫く長期的法則は資本集約の原理と言えよう。穀物地域での五〇年代以来の農機具の導入がこれを裏付ける。これは、つまり、絶えざる技術革新に他ならない。このように資本主義社会で「農業は絶えず進歩する産業」であり、それに素材的転換が加わって複雑な問題を内包しているが、資本主義経済の中に景気の波が観察されるように、イギリス農業史を鳥瞰した者は誰れもが、その発展の中でも土地の生産性を高めるのに力のあった数々の改良が、夫々ある時点においてとりわけ注目を浴びることを否定するわけにはゆかないであろう。

- 農業資本の投下による「改良」を、われわれは、後年の「農地法」Agricultural Holdings Act の分類に従って、
- (1) 「排水」「灌漑」「建築」などの「永続的」permanent 性格を持つもの
 - (2) 「泥炭土」「石灰」投入などの「持続的」durable 性格を持つもの
 - (3) 「厩肥」「購入肥料」などの「一時的」temporary 性格の改良
- に分けて問題を整理する道を選ぼう。⁽³⁾

農業の「改良」improvement に関して、まず第一にわれわれが直ちに想い起すのは、第二次エンクロウジャとノーファク農法であろう。この場合エンクロウジャは地主の資本投下により行なわれたものであるから、本稿ではとりあえず問題にしない。対象は後者である。つまり、われわれはテナント・ライトの考察に限る、ノーファク農法による長期借地契約の成立時点から始めなければならないのであって、決して——椎名教授が採られたように——十九世紀初頭の戦後の不況期から始めてはならないのである。ノーファク農法は、N・リッチェスの指摘したように「泥炭土」などの投入による土質の改良がその一特徴を成しており、それは或る場合には借地農による継続的な資本投下を意味するからである。⁽⁵⁾

ところでこのノーファク農法、即ち、四輪作（家畜用植物の導入）、長期借地、土質改良などが、かつて主張されたように十八世紀末、つまり穀物騰貴の時期の産物ではなく、十八世紀に既に成立していたものであることは、R・A・C・パーカーの論稿以来学界の承認するところとなっている。⁽⁶⁾しかし、第一章でも述べたように、一七七〇年以

前には全国的な農業調査は存在しないから、われわれはノーファク農法の発生地たるノーファクの所領について、借地農の行なった「改良」の帰属を中心に分析することで足れりとしなければならない。

ノーファク、特に、後の「定期借地」の誕生地たる当州西部において、中世から近世に亘って農業改良の最大の障害を成していたものは、地主が開放耕地をも含めた所領地上に持っていた牧羊区 foldhouse の権利であった。農民はこれにより与えられる損害から自らを守るために自らの手によるエンクロウジヤを行ない、市民革命期に至るとこのような農民の攻勢にあつて地主の牧羊区は漸次制限せられ、或は協定により廃止されるに至るのである。もつともこのような傾向が最も早く観察されるのは、農民保育地が比較的優勢であつた当州東部であり、西部の大所領地においては、かような牧羊区の存在が依然として借地農民の頭痛の種となつており、農業の一層の発展に対する意慾をそいでいた。

これをタウンゼント伯ホルカムの所領経営史料でみると、一六六〇年代から八〇年代にかけて、当時牧羊権の地主の手への集中は、借地農による農業経営を殆ど不能にしていたし、ナザニエル・ケントがその管理人となつていたノリッジ近郊に位置しバレット家所属のフォースフォード Forstford の所領についても、当時は改良のための投資は未だ殆ど見いだすことが出来ない。

ところが十八世紀に入ると地主による所領の改善が活発に行なわれるに至るが、これは同時に地主階級が封建時代の領主権に基礎を置いていた牧羊経営から徐々に穀物・酪農経営に眼を向ける時期に相当するのである。まずレイナム農場においては、ターニップ、クロウヴァー、スンフォアンの播種が広く観察され始めるとともに、これらの栽培

のためにエンクロウジャが行なわれ、泥灰土の投入も益々重視されるようになる。更に、鴨、七面鳥、鶏、牛等の記録があり、特に酪農に力が注がれる。⁽¹⁰⁾ ホースファドについてはどうか。「ホースファドにおける貴方の借地人は定期借地を持たない。更に彼らの農場を使用し或いはあとにする方法を記載した契約書もないので、今に大変不便になるだろうと思います」と管理人が書いたのは一七〇一年であったが、⁽¹¹⁾ 一七二三年になると地主との間に結ばれた二一年借地契約書が存在している。その主要内容は次のようなものであったらしい。⁽¹²⁾

- ① 牧草地の犁耕禁止
- ② 穀物の連作は三年を限度とする。ただしターニップは穀物とは看做さない。
- ③ (その後)夏が終わったら犁耕・施肥を行なうか、或いは少くとも三年間レイとして放置するまで再び犁耕しない。
- ④ 乾草・麦藁の利用許可、厩肥の処置規定。
- ⑤ 作離れに関する規定。

⑥ 借地農による百本の樹木を燃やす権利、或はその代りに二〇シルを受取る。

この所領経営の方針は、借地農によって農業改良を遂行せしめ、地主は間接的にそれを奨励してその成果を掌中にすることにあった。借地農には泥灰土散布の義務が課せられる。かくして荒地は次第に「改良」地“improved” landに生まれ変わった。⁽¹³⁾ 「私は勤勉であり農場以外のあらゆるものについて質素であった。ところが私の捧げた農場は私に何も利益を生んでくれない」(借地農の声)。⁽¹⁴⁾ このように借地農の努力によって酬いられたのは彼ではなく地主なのであった。或る借地農は改良に一四〇ポンドを使用したが無ら酬いられるところなく、地代を払うために借金をしな

ければならなかった。⁽¹⁵⁾

このように近代農法發生の地たるノーファクにおいては、既に資本主義的借地經營の成立と同時に、借地經營資本の保障の欠如に対する借地農の嘆きを読取る事が出来る。それにも拘らず、長期借地契約が借地農の不満を或る程度解消した。と言うより次のように言つた方がよからうか。つまり、經濟的には比較的停滯期と目されるこの時期において「ノーファク農法」の發展は、兩者の關係においてみると相對的には前後の時期と比較して地主の絶對的優位が後退した時期の産物として理解することが出来る、と。「諸國民の富」にみられるスミスの借地權に関する樂觀的見解は、このような歴史的背景を反映したものであり、またその限りにおいて大きく的はずれたものでもなかつたと言えるだろう。⁽¹⁶⁾

(1) ジョウンスの説くように「高度集約農業」の意味はかなりあいまいなものである。彼は「産出量の増大により價格下落を相殺せることを意図した投入量の増大」the increase of inputs to farming in supposed attempts to offset falling prices by an increased output と定義し、ケーンズと彼の同調者の主張の經濟學的定義であると云ふ。E. L. Jones, *The Changing Basis of English Agricultural Prosperity, 1857-73*, Agr. Hist. Rev. X, p. 104.

(2) 例えば果樹栽培・酪農業が當時きわめて労働集約的部門であったことは通常指摘されるところである。椎名重明著「イギリス産業革命期の農業構造」三六五頁。

(3) *Agricultural Holdings (England) Act, 38 & 39 vict.*, ch. 92. 5.

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

- (4) 「一七四〇年代初頭のイースト・マンタリマの農業についての一叙述は結局は『高度集約農業』と呼ばれるものの諸要素の多くを保持してゐた」A. H. John, *op. cit.*, p. 146, n. i.
- (5) 前掲拙稿においてはこの点の配慮が欠けていたように反省している。つまり泥炭土や粘土・石灰などの散布による土質の改良は、以下本稿で触れるように、持続性という点では購入肥料よりも長期に亘るのであり、この点補償問題にとり見逃すことの出来ないものである。
- (6) R. A. Parker, *Coke of Norfolk and the Agrarian Revolution*, *Ec. Hist. Rev.*, VIII (1955), *Conf. E. L. Jones. Agriculture and Economic Growth in England, 1160—1750*, *Journal of Ec. Hist.*, 1965.
- (7) 以下の叙述に関しては、拙稿「中・近世ノーンファタにおける社会経済的發展」(一橋大学経済学博士修得論文)第五・六章 443 G. K. Allison, *Sheep-Corn Husbandry in the Sixteenth and Seventeenth Century Norfolk*, *Agr. Hist. Rev.* を参照。
- (8) H. W. Saunders, *Estate Management at Rainham in the years 1661—1686 and 1706*, *Norfolk Archaeology*, xix, pp.48—9.
- (9) T. B. Lennard, *Two Hundred Years of Estate Management at Horstford during the 17th and 18th Centuris*, *Norfolk. Archaeology*, xx, pp. 108—10.
- (10) H. W. Saunders, *op. cit.*, p. 59, 63.
- (11) T. B. Lennard, *op. cit.*, p. 114.
- (12) *Ibid.*, p. 115.
- (13) *Ibid.*, p. 117F.

(14) Ibid, p. 136.

(15) Ibid, p. 135.

(16) 第二編、第二・四章参照、「借地農が長期の契約を持つならば彼は完全に独立である。」(大内訳(二)四二頁)

二

次にわれわれは地代の高騰期、つまり、十八世紀から十九世紀初頭に至る時期を考察しよう。端的に言って、この時期は借地農による継起的資本投下を論ずるに当っては、無視出来ない重要性を持っている。即ち、トムスンおよびミンゲイが主張したように、一般に農業の好況期、特にこの時期は、農業に対する投下資本に見られる地主と借地農の負担領域が流動的になり、それまで地主の機能と考えられていた「永統的」或いは「持統的」改良に対する負担が、借地農の肩にかかってきたのである。⁽¹⁾これは言うまでもなく、一つには彼自身が戦時の好況に酔って地主の改良を待たずに自ら積極的に改良に乗り出したこともあるが、更に、借地の貸手市場が一層強められた結果にも負うのである。⁽²⁾

「農業改良会」の各州の「農業調査」は、そのうちの一章を「農業改良」IMPROVEMENTに向けて、「排水」drainage「灌漑」irrigation「施肥」manureなどの節を設けて、対象になった州における現況を記録している。無論、この調査は担当官によりその内容に可成り出来不出来があることは周知の事実であり、その精度を一概に断ずることは出来ない。だが、それはともかく、例えば「施肥」の項目を検討すればわれわれは夫々の州について次のような各種の肥料の利用を知ることが出来る。⁽⁴⁾

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

〔史料六〕

- I Bedfordshire 泥炭土 (marl)、『白堊・土灰 (chalk and lime)』、『粘土 (clay)』、『厩肥 (yard duny)』、『泥炭灰 (peat ash)』、『えんどう、種子類』⁽⁵⁾
- II Berkshire 泥炭灰 (peat ash)、『白堊・石灰』⁽⁶⁾
- III Cheshire 麦芽粉 (malt dust)、『羊毛屑 (woollen rags)』、『石鹼灰 (soapers ash)』
- IV Derbyshire 泥炭土、『石灰』、『灰・煤煙 (ash soot)』、『骨粉 (bone)』、『堆肥 (compost)』⁽⁷⁾
- V Devonshire 泥炭土、『石灰』、『灰』⁽⁸⁾
- VI Dorset 白堊、『石灰』、『海藻 (see weed)』、『泥炭土』、『鯖 (mackerel)』⁽⁹⁾
- VII Durham 石灰⁽¹⁰⁾
- VIII Essex 泥炭土、『粘土』、『白堊』⁽¹¹⁾
- IX Gloucestershire 石灰、『泥炭土』、『下肥 (night-soil)』、『煤煙』⁽¹²⁾
- X Hampshire 泥炭土、『白堊』、『白堊岩 (chalk)』、『石灰』、『石膏 (gypsum)』⁽¹³⁾
- XI Hertfordshire 白堊、『煤煙』、『石灰』、『灰』、『麦芽粉』⁽¹⁴⁾
- XII Kent 厩肥、『白堊』、『泥炭灰』、『煤煙』、『石灰』、『海草』、『羊毛屑』、『石灰』⁽¹⁵⁾
- XIII Lancashire 泥炭土、『石灰』⁽¹⁶⁾

XIV	Leicestershire	石灰、骨粉、泥炭土 ⁽¹⁷⁾
XV	Lincolnshire	灰 ⁽¹⁸⁾
XVI	Middlesex	骨粉、石炭灰、白堊 ⁽¹⁹⁾
XVII	Norfolk	泥炭土、石灰、石膏、油槽、煤煙、その他 ⁽²⁰⁾
XVIII	Northumberland	廐肥、石灰、泥炭土、海草、石炭灰 ⁽²¹⁾
XIX	Nottinghamshire	白灰、骨粉、ぶどうのしぼりかす (rape)、油槽 (oil-cake) ⁽²²⁾
XX	Oxfordshire	石灰、灰、屑、石膏、堆肥 ⁽²³⁾
XXI	Rutland	石灰 ⁽²⁴⁾
XXII	Shropshire	廐肥、石灰、泥炭土 ⁽²⁵⁾
XXIII	Somerset	泥炭土、石灰 ⁽²⁶⁾
XXIV	Staffordshire	廐肥、石灰、泥炭土 ⁽²⁷⁾
XXV	Suffolk	泥炭土、粘土 ⁽²⁸⁾
XXVI	Surrey	石灰、堆肥 ⁽²⁹⁾
XXVII	Wiltshire	白堊、石灰 ⁽³⁰⁾
XXVIII	Yorkshire	廐肥、堆肥、骨粉、石灰、泥炭灰、海草灰 (kelp-ashes)、海草 ⁽³¹⁾

ここで重要なことは、投下資本の既述の分類の(3)に属するものは今更言うに及ばず、(2)に属する——そして当時においては肥料として厩肥とともに最も利用された——泥灰土、石灰、白堊土の混入が、しばしば借地農の手によって現実には行なわれていることである。例えばA・ヤングの「ノーファク農業調査」には、油糟、厩肥、特に泥炭土の混入について豊富な実例が記録されている。そしてそこに示された実例を丹念に検討すれば、その主体の何割かが借地農であったことが明らかになる⁽³²⁾。これは「排水」の例証に関しても同様である。ヤングが、「地主が、借地農が二一年間の借地契約を保持していることから甘んじて支出しているようなすべての費用を喜んで自ら負担したら、長期借地に対する必要(原文イタリック)はないことは明らかである。しかし、一般にノーファクでは所領が長期借地契約なくしては改良され得ないし、従来の改良を維持することも出来ない、というのが正しい主張と考えられている」と説く時⁽³³⁾、実は改良が借地農により行なわれていることを認めたものに他ならない。

ここから、われわれはこの時代の「改良」が地主の手になるものばかりではなく、少くとも或る——可成りの——部分は借地農により行なわれたという結論に達せざるを得ないのである。つまりトムスン・ミンゲイ説の承認であるが、それならば、これら改良借地農の投下した資本は契約書で如何に扱われ、その結果は各地の農業に如何なる影響を与えていたかが同じ史料に対して問われねばならない。

まず、ノーファクのクク家の借地契約文書をN・ケントの「ノーファク農業調査」の「付録」から考察すると、ミンゲイが、契約条項は十九世紀になると益々煩瑣になると説いたのを裏付けるかのように、禁止規定は著しく増加している⁽³⁵⁾。ここでわれわれは契約条項が本来改良農業を目指したのではなく、地味の保全を第一義的目的としたとす

る主張を認めないわけにはゆかない。⁽³⁶⁾ クク家の契約内容には「改良」を強制する規定もそれに対する補償もない。恐らく、改良に対する規制は、夫々の所領の状態により異なると考える余地がある。⁽³⁷⁾ ただし補修は材料を地主が提供するのみで運搬・労働者への賃金負担は借地農負担が明記されており、更に、六輪作 (six shifts) が厳格に規定されているのは、市場需要に適った農業経営には恐らく大きな障害を成したことであろう。⁽³⁸⁾

しかし、ノーファクの借地契約条項は次の「西部」のそれに比べれば、借地農業経営にはまだしも良好であったと言わねばならないであろう。第二章にもあったように (史料一) XXX etc.⁽³⁹⁾ 「西部」では十八世紀までに三代借地が支配的であり、この譲渡権を持つ借地人は、普通、それを更に様々な契約期限を付して「又貸」して、土地所有者と占有者の間の「仲介者」middleman となるのであった。⁽⁴¹⁾ このような錯綜した借地関係が農業の発展に阻止的要因を形成していたことは、マーシャルの指摘を待つまでもなく明白であろうが、この三代借地人と小作人 (undertenant) との間の契約条項を分析すると、「西部」に存在した強い地主の権力とそれが及ぼした農業に対する阻止的な力を推定することが出来る。⁽⁴³⁾ 例えば、地主 (三代借地人) の保留する権利の中には、マナ法廷開催権、⁽⁴⁴⁾ 採鉱・採石権が明記されており、建築物の補修は借地農が放置した場合地主が行なって後に費用を負担させることが出来たし、最後に同意事項を実行しない場合、新借地人を入れることが出来る旨明示されている。ところでその借地農の同意事項であるが、石灰・海砂の一定量の投入規定の他、西洋あぶらな・大麻・亜麻・大青・ほそばもくせい草・西洋あかね・ポテトの市場用栽培禁止を讀取ることが出来る。

そこで農業の実態はどうか？ 当地方は、⁽⁴⁶⁾ 土地の半分から三分の二が牧草地であり、残りが耕地或いは果実園とな

っていた。そして耕地の半分ないしそれ以上がレイであった。W・マーシャルによれば牧草地への草類播種と肥料としての石灰の導入が十八世紀の中頃に実現し「改良の一段階(原文大文字)が達成された」と説かれている。⁽⁴⁸⁾ 後進的契約条項にもかかわらずここでも「改良」は地代騰貴以前の産物であった。ターニップは五〇年も前から、ポテトも二〇年ほど前から導入され、大麻・亜麻栽培も行われていた。⁽⁴⁷⁾ しかし借地農は契約の禁止条項のため支出簿にポテトを記入出来なかった!⁽⁴⁸⁾

次に「持続的」改良たる肥料は、以前は海砂が海岸より内陸に運搬されて大いに使用されたが徐々に衰退して石灰にその地位を譲った。⁽⁴⁹⁾ この投入は前記の契約書にみられるように投入を義務付けられていたが補償はみられない。又、野焼きによる灰肥の産出を禁じている。「永続的」改良に関しては、地主(三代借地人)はマーシャルに従えば資力に乏しく彼に期待することは出来なかった。しかしマーシャルのこの書物は「排水」「灌漑」について全く触れていない。これは或いはこの地方において耕地の占める割合が著しく低かったことと関係があるのかも知れない。「西部」の農業で特に注目しなければならないのは「果実栽培」でありこの地方の特産物となっている。⁽⁵⁰⁾ その苗木は地主或いは借地農が植えた。これが「永続的改良」で最も重要な事項であろう。

最後にわれわれは「北部」の例としてヨークシャをW・マーシャル「ヨークシャの農村経済」と「改良会」の「ヨークシャ農業調査」を中心に検討しよう。この場合、筆者は特に次のような点に読者の注意を向けたい。即ち、ヨークシャの経済発展は毛織物工業の早期的成立という事情にもかかわらず、農業の低位に規定せられ、全体としてみれば十七・八世紀に至り全国的市場の成立が問題となるまで、その生来持って生まれた工業地帯としての発展の可能性

が十分に開花し得なかつたと考えられるのであり、それが十八世紀に入り首都市場圏との接触とともに飛躍的な発展を開始し始めるのである。そのためこの地域には、発展の波に未だ巻き込まれず伝統的な経営活動を続ける地域と工業化の影響を直接受けとめている地域とが好一の対象を成し、かつその伝波を発展的に読み取ることが出来る。つまり、ヨークシャという地域の横断的俯瞰は同時に地域経済の発展という縦の変貌をも提示してくれるのである。⁽⁵¹⁾

ヨークシャは土地保有形態という点ではフリー・ホルドが支配的でコビー・ホルドがこれに次ぎ定期借地は未だ十九世紀末に至るもきわめて少ない。ところで、当州の経済発展はその工業発展を抜きにしては考えられない。ここでは工業において成功した資本家 (manied men) が、彼の資産を土地投資によって増すためにヨーマンリの土地の購入に狂奔し、これらフリー・ホルドの土地の売買が自由かつ活潑に行なわれた結果、借地が漸次増大し公平な市場価格、土地価格の変動が明瞭に観察された。言うまでもなく地価の傾向はその急激な上昇であり、四一五〇年地代分 (40—50 years' purchase) に達するに至つた。⁽⁵²⁾

さてこのように自由保有地における活潑な土地売買は当然のことながら周辺のコビー・ホルドの土地に影響を与えた。伝統的地代を払うこの世襲的保有地のもとでは、家屋の補修も新しい建造も全く保有農に委ねられ、農業経営も農民の意志に任せられており、すべては「口約束」で充分であつた。⁽⁵³⁾

ところが自由保有地の地価騰貴につれコビー・ホルドの地代の値上りが続いた。コビー・ホルダーの保有権は非常に弱く、彼らが、「任意借地農 (tenant at will) と呼ばれるように、それに応じなければ土地を出なければならなかつた。だが地代の値上が五〇%を越えたと今まで建物の修理ばかりか新建築物も農民の費用で行ない農業改良も

所有地のつもりで自ら行なっていたのがすべて停止されてしまった。その理由はと言えば「すべての信頼が失なわれた」⁽⁵⁴⁾。任意借地農と地主との間の「唯一の絆」は信頼にあった。ラック・レントを要求される任意借地農が地主の利益に関心を払うはずがないのであって、「規制事項を詳述した同意書」の必要が生まれるに至ったのである。⁽⁵⁵⁾これはコピー・ホルドから「年々契約」への移行と考えられよう。

しかしこのような製造業の借地への影響もノース・ライディングには十八世紀末までは未だ及んでいなかった。ここの保有形態については当州の他地方と変りなく、借地農がテナント・アト・ウィルと呼ばれていたことも同様である。だがここでは、地主と借地農の摩擦は起らず、借地農は相変らず代々に亘り同じ土地に犁を入れ家畜を放っていた。当州は「純粹に農業州であり、唯土地の耕作者のみから成っている住民はその職業から来る美德を身につけており、近隣或いは製造業者の悪に感染していない」⁽⁵⁶⁾。「この（任意借地）保有は結婚の絆のように作用する」⁽⁵⁷⁾のであり、「借地農は不似合な方法で振舞わない。というのも、その結果は良き農場・良き地主の喪失であるから」⁽⁵⁷⁾。地代は法的にはともかく現実には貨幣価値の下落以上に引上げられることはなかった。地主に対する報酬は「彼の隣人たちの愛慕心と良きサーヴィス」であった。このバターナリズムは当地域の「農業調査」の著者であった同地の地主 J・トウクの強く讚美したところであった。⁽⁵⁸⁾

続いてヨークシャの農業実態に眼を転ずると、一般に当州はイースト・ライディングの一部を除き、ほぼその全域に亘って牧畜・酪農が第一義的な重要性を持っており、⁽⁵⁹⁾バターはロンドンや当州の工業地帯に送られ、馬と牛の飼育が盛んでそのための特別な歳市・週市が開かれていた。更に工業地帯の周辺には、面積において小経営規模の借地農

やヨーマンが商品作物、つまり工業原料植物（亜麻・かんぞう・西洋あぶらな・大青それにポテト）の栽培に従事したり、ミルクの需要に答えていた。一戸当り二〇〜三〇頭の乳牛飼育が普及し、食肉用家畜の飼育も盛んに行なわれた。「この地方（ウエスト・ライディング）では製造業が農業を改良するのに顕著な影響を与えた」⁽⁶⁰⁾。

ところで「製造業の悪に感染していない」ノース・ライディングも農業の素材面においてはヨークシャの地域と殆ど異なるところはなかった。ポテトも導入されてほぼ四〇年経過しており、商品作物と同じ様に栽培されていた。ただ一部では未だターニップの導入も見られないほど遅れた地方もあったことを念頭に置いておく必要がある。⁽⁶¹⁾

さて「改良」に移ると、マーシャルの観察したピカリング峡谷（イースト・ノース両ライディング境界）では「石灰」が農業の「頼みの綱」a sheet-anchor⁽⁶²⁾と言われるほど多用されて、当地方の農業改良の原動力となり、借地農向けの石灰釜が盛んに販売された。つまりその担い手は借地農であった。⁽⁶³⁾ ウェスト・ライディングの排水工事は一ルード当り六ペンスから一シル六ペンスを必要とし借地農により行なわれた。⁽⁶⁴⁾ 又、「灌漑」も製造工業地域では大規模に行なわれたが、その主体は明らかでない。ウェスト・ライディングの肥料で特に注目されるのは種々の「骨粉」であり、遠隔地から輸入された。⁽⁶⁵⁾ ノース・ライディングでは「石灰」の利用が一般的であった。⁽⁶⁶⁾ 排水については進歩ははかばかしくなかった。土地が任意借地として保有されている場合には、地主が費用を共同で負担するか、或いは借地を去る場合に給付を受ければ更に普及しようとして調査官は説いている。⁽⁶⁶⁾

最後に、借地契約条項の内容に触れると、一般に「口約束」の段階から「同意書」に進むにつれて規制が煩瑣になったことは既述の通りである。しかし、その細目については余り明らかでなく、マーシャルは稀少な借地契約期間の

一つである十四年契約の内容についても「そこには長き借地農であれば反対するであろうような諸条項が含まれてい
る」と言うのみで多くを語らない。⁽⁶⁷⁾ ウェスト・ライディングの借地契約条項は詳述されているが、エーカー当り二チ
ャルダ(三六ブッシュェル)の石灰散布を義務付けている他は、特記するようなものもない。⁽⁶⁸⁾ 何時ものことながら、土
地に課せられるあらゆる税金は借地農負担であり、条項違反に対しては途方もない罰金が記録されており、借地農は
六ヶ月の予告期間をもって借地をあとにしなければならなかった。「要するに、現存する大部分の契約条項の眞の性
格は改良に有害であった」⁽⁶⁹⁾。もっともこのような制約的規制条項より一歩前進したのもあった。企業家の大地主と
して知られたフィツウィリアム公 (Earl Fitzwilliam) の借地契約条項中には、休閒地に対して最後の二年間と草地
に対して最後の年に行なった施肥その他の雑費に対して補償が規定されていた。⁽⁷⁰⁾

更にノース・ライディングの契約条項になると借地農にとりもっとシビアであった。ここでは封建時代の諸義務が
そのまま義務として契約条項に採用されているほか、各種商品作物の播種禁止、石灰搬出に対して一荷当り四ペンス
の支払い等がみられるのである。⁽⁷¹⁾

つまり、フィツウィリアム公はあくまで例外であり、借地農の行なった「改良」に対して——それは今までみたように
多く彼らの手により行なわれた——殆ど全く資本の何の保障もなかったというのがヨークシャの一般状況であった。

少々冗長に過ぎたかも知れないが、われわれは東部、西部、北部を代表する三州を例として農業の実態、特に「改
良」の有無とそのトレーガー、借地契約条項などについて、夫々の持つ地域経済的背景を描写しつつ考察してみた。

そしてここから到達した結論は、ヨークシャのウエスト・ライディングを調査したR・ブラウンにより最も単簡明瞭に説かれた次の主張を支持するものであった。

「ヨークシャ農業の第一の失策は、借地農に可成な期間に亘る所有の保障を与えないことにある。次に、第二の、そして同様に重要な失策は、彼が農場を占有する間彼に課せられる制約から起っており、それは彼の経営方法を変え、彼の播種する穀物を彼が所有する土壌の性質に適合させるのを妨げる。農業は前向きに進歩しつつある科学であり、その結果かつては良き輪作方法と考えられたものが、経験と観察によつて、後には欠陥があり間違つていたと分るのである。」(傍点引用者)⁽⁷²⁾

このブラウンの主張は、あらゆる「農業調査」の指摘するところであろうか。次は、筆者が各州のレポートについて検討するのが順序であろうが、私はその記録をすべてここに記載する必要があるうとは思わない。既に〔史料一〕のノーファク〔xxiii〕、ハーフォドシャ〔xvi〕、ハンブシャ〔xiv〕、ヨークシャのウエスト・ライディング〔xxxix〕の記録に付記されているように、短期借地契約の切り変えの記述に続いて、必ずと言ってよいほど、それが農業の改良に有害であり不幸な傾向であると説かれているからである。前記の州の他に、ダラム⁽⁷³⁾、レスタシャ⁽⁷⁴⁾、シェロップシヤ⁽⁷⁵⁾、ドーセットシヤ⁽⁷⁶⁾、サマセットシヤ⁽⁷⁷⁾、バークシヤ⁽⁷⁸⁾などにこの趣旨の記録が見いだされ、チェシヤでは「どのようにして改良の精神が最もよく喚起されるか」How a Spirit of Improvement may be best excitedと云う標題で⁽⁷⁹⁾、リンカンシヤやノーサンバランド⁽⁸¹⁾では「定期借地の効用と濫用」On the Use... and Abuse of Leases 或いは「改良に対する障害」Obstacles to Improvement と云う標題で別箇に論及せられている。次に、契約条項を改良農業に対する阻止的

要因と看做す見解は前者ほど強く主張されてはいないが、ベドフォドシヤ⁽⁸²⁾、ミドルセックス⁽⁸³⁾、ラトランド⁽⁸⁴⁾に読み取ることが出来る。

総括は筆者に代って同時代人に語らせよう。刊行中の「農業改良会」の「各州農業調査」を読んだ、差額地代の発想者と言われるジェームズ・アンダーソンは、「農業・農村問題論集」Essays relating to Agriculture and Rural Affairs (一七七一—九六)において、農業改良に対する障害としてこの問題に読者の注意を喚起した⁽⁸⁵⁾。そして、「現代の地代理論の本来的発見者」J・アンダーソンのこの主張が「資本論」で触れられたことは、周知の事実である⁽⁸⁶⁾。

(1) F. M. L. Thompson, op. cit., pp. 226—27 「これらの諸発展(各種改良の借地農負担)のすべては地主の資本と借地費の資本の間の区別をほかすのに役立つ」。G. E. Mingay, op. cit., p. 178 「この結果、十八世紀の以前より繁栄せる後半期は、この種の支出に更に多くの部分が借地農に肩がわりされる強い傾向があった」。

(2) この時期におけるエンタロウジャの急速な進展は、借地に対する需要の増大を反映したものに他ならない。

(3) 最も周知のものはW・マーンヤンの批判である。Conf. W. Marshall, A Review of the Reports to the Board of Agriculture (1808), etc. また椎名重明、前掲書四〇頁以下も参照せらるべきである。

(4) 当節は執筆者により叙述にむらがあり、これが対象となった種目数の差となっている。つまり、種目の多いところは肥料が多用されたと考えてはならない。なお当時の肥料についての最も詳しい叙述はA・ヤングの次の書物であり、ここには数十種の肥料が考察の対象になっている。A. Young, Of Manures in Ruray oeconomy or Essays on the practical parts of husbandry, 2nd ed., 1773.

- (5) T. Batchelor, *General View of the Agriculture of the County of Bedford*, p. 494 ff. 以下に掲げる「州別農業調査」はすべて第二章第一節に引用したものと同じである。ナッシュはついでには当該記録がみいだせなかった。
- (6) W. Mavor, *op. cit.*, p. 355 ff..
- (7) J. Farey, *op. cit.*, p. 106 ff.
- (8) C. Vancouver, *op. cit.*, p. 311 ff..
- (9) W. Stevenson, *op. cit.*, p. 347 ff..
- (10) J. Grainger, *op. cit.*, p. 41.
- (11) C. Vancouver, *op. cit.*, p. 141 ff..
- (12) T. Rudge, *op. cit.*, p. 267 ff..
- (13) C. Vancouver, *op. cit.*, p. 333 ff..
- (14) J. Boys etc., *op. cit.* p. 157 ff..
- (15) J. Boys, *A General View of the Agriculture of the County of Kent*, 1796, p. 138 ff..
- (16) J. Holt, *op. cit.*, pp. 36—42.
- (17) J. Monk, *op. cit.*, pp. 17—19.
- (18) T. Stone, *op. cit.*, p. 16.
- (19) J. Middleton, *op. cit.*, p. 301 ff..
- (20) A. Young, *op. cit.*, p. 402 ff. ヤングは全篇に二〇種の肥料をあげている。
- (21) J. Bailey & G. Cutley, *op. cit.*, p. 139 ff..

- (22) R. Lowe, op. cit., p. 16 ff..
- (23) A. Young, op. cit., p. 252 ff..
- (24) J. Crutchley, op. cit., p. 11.
- (25) J. Bishton, op. cit., p. 8 ff..
- (26) J. Billingsley, op. cit., p. 132 ff..
- (27) W. Pitt, op. cit., pp. 125—27.
- (28) A. Young, op. cit., p. 186 ff..
- (29) J. William & J. Malcolin, op. cit., pp. 40—41.
- (30) T. Davis, op. cit., p. 110 ff..
- (31) J. Tuke, op. cit., p. 232 ff., R. Brown, op. cit., p. 150 ff..
- (32) ヤントは泥炭土の散布によって土地改良に成功した約三〇の実例を記録しているが、その具体的に明記された施肥主体は、¹ます全部が借地農であらうと推定される。少なくとも三例は、²借地農と明記されているか地主が別記されているため借地農であると断言することが出来る。A. Young, op. cit., pp. 402—12.
- (33) Ibid, p. 47.
- (34) N. Kent, General View of the Agriculture of the County of Norfolk, 1796, pp. 223—25. なお、その簡単ではあるが、同じくタ家の借地契約書がA・ヤントの「調査」にも掲載されている。A. Young, op. cit., pp. 50—51.
- (35) G. E. Mingay, op. cit., p. 170.
- (36) フロジロウの名著以来十八世紀の農業改良の遂行主体は地主であったとする説がごく最近まで受け入れられてきたわけ

だが今では、「彼らの主要な関心は地代と所領経営であった」(G・E・ミンゲイ)と主張せられ、農業技術の改良は実地の借地農の手になるものであったと説かれている。ここから借地契約条項に対する評価も、農業の進歩に対する阻止的役割が強調されることになる。なお、このような説を最初に提起したのは、ハンカク教授であった。R. E. Prothero, 'The Pioneers and Progress of English Farming, 1888. G. E. Mingay, op. cit., p. 167. H. J. Habakkuk, *Economic Functions of Landowners in the Seventeenth and Eighteenth Centuries, Explorations in Entrepreneurial History*, VI (1953).

(37) 前章で利用したノーファークの所領では改良の規定が存在したことは既に検討した通り。このような例は決して稀ではなくむしろ一般的と考えられる。例えばウェスト・ライディングに関するブラウンの次の指摘を参照。「借地農は、彼と地主の間に結ばれた契約条項によって、土地に石灰を投入することを義務づけられることが、あまりに多すぎる」。R. Brown, op. cit., p. 154. もっともマーシャルの「イギリスの土地資産」の中の代表的な借地契約条項には、「これに関係した項目は見当らなかったことを付言しておく。W. Marshall, *On the Landed Property of England*, 1804, p. 371ff.

(38) 他に「作離れ規定」に属する若干の規定がある。それらを合わせて合計十六条項からなる。この契約条項はその目的が専ら農業改良ではなく地味の保存にあることを明確に示している。なおオウイン・ロウエイタムの書物はクク家の契約書規定に触れ、そこでは作付規定が自由であったと説いているが、これが何の史料によるものか明らかではない。Orwin & Weitham, op. cit., p. 158.

(39) 本稿一五三頁以下。

(40) W. Marshall, *Rural Economy of the West of England*, 1797, p. 388.

(41) *Ibid.*, p. 52. この地主と三代借地との間には、次に述べる後者と小作人との間の借地契約とは別の借地契約が結ばれるわけである。同書同頁。

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

- (42) Ibid., p. 52.
- (43) Ibid., pp. 55—59.
- (44) マーシャルによればマナ法廷は未だ規則的に開廷され、三代借地人はここではコピー・ハウルターと看做された。Ibid., p. 59.
- (45) われわれの利用しているW・マーシャルの「イングランド西部の農村経済」は「西部」を幾つかの地域に分類して叙述されているが、その最初の「デヴォン西部」を中心とした地域の記録が最も詳述されている。われわれが利用したのも主としてこの部分の記録である。
- (46) Ibid., p. 144.
- (47) Ibid., p. 98, 139, 328.
- (48) Ibid., p. 143.
- (49) Ibid., p. 340.
- (50) Ibid., p. 154.
- (51) なお、以下の叙述は本稿の当面の課題から若干横道にそれるものも含まれることにはなるが、これは専ら本稿の後半部を念頭にきつて筆者が意識的に挿入したもののなのである。
- (52) W. Marshall, *Rural Economy of Yorkshire*, Vol. 1, pp. 30—31.
- (53) Ibid., pp. 35—6.
- (54) Ibid., p. 25. 「この(テナント・アト・ウィル)の場合信頼が唯一のきずである」が「定期借地契約の場合は事情が異なり、借地契約がこの場合にはきずである」。

- (55) Ibid., p. 37.
- (56) J. Tuke, *General View of the Agriculture of the North Riding of Yorkshire*, p. 49.
- (57) Ibid., pp. 58—59.
- (58) J・トックの強調したのは「任意借地」形態の及ぼす道德的・政治的傾向であり、土地を純粹に生産手段と看做す考え方を斥けてゐることに注意しなければならぬ。
- (59) W. Marshall, *op. cit.*, vol. 1, p. 293 ff. R. Brown, *op. cit.*, p. 77. J. Tuke, *op. cit.*, pp. 101 ff.
- (60) R. Brown, *op. cit.*, p. 225.
- なお椎名教授は「米川氏は小規模経営の数が多きことをもってランカシャー、チュシャー、ヨークシャー等においては小経営が『支配的』であるとのべているが、それは誤りであろう。」(三一三頁)と説かれるが、これは全く教授の誤読であつて、一読して明らかのように私の言いたかつたことはむしろ逆に農業規模は十九世紀のイギリスでは最早経営面積をもつては測定しがたいのではないかという点であつた。念のため教授の論法をもつてすればこれら三州は二〇世紀におらても小経営の支配が続くことになる。
- (61) J. Tuke, *op. cit.*, p. 48, 149.
- (62) W. Marshall, *op. cit.*, p. 333
- (63) R. Brown, *op. cit.*, p. 147.
- (64) Ibid., p. 153.
- (65) J. Tuke, p. 222.
- (66) Ibid., p. 234.

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

- (67) W. Marshall, op. cit., p. 42.
- (68) R. Brown, op. cit., p. 40. このことはラングの一例としてあげたものである。
- (69) Ibid.
- (70) Ibid., p. 41.
- (71) J. Tuke, op. cit., p. 60 ff..
- (72) R. Brown, op. cit., pp. 41—42.
- (73) J. Grainger, op. cit., p. 54.
- (74) J. Monk, op. cit., p. 59.
- (75) J. Bishton, op. cit., p. 27.
- (76) W. Stevenson, op. cit., pp. 104—5.
- (77) J. Billingsley, op. cit., p. 206.
- (78) W. Mavor, op. cit., p. 109.
- (79) T. Wedge, op. cit., pp. 70—71.
- (80) T. Stone, op. cit., pp. 98—101.
- (81) J. Bailey & J. Culley, op. cit., ch. xvi.
- (82) T. Butcheley, op. cit., p. 41.
- (83) J. Middleton, op. cit. p. 73 ff..
- (84) J. Crutchley, op. cit., p. 22.

(85) J. Anderson, Essays relating to Agriculture and Rural Affairs, vol. iii, p. 5, p. 71 ff.

(86) 「資本論」第六編三七章(長谷部訳第三部八七三頁)。

三

本節では、戦後つまり一八一四年から始まった農業不況期が問題になる。この時期は、トムスンにより「年々契約」が根を下した時期であり、それは「地主の力の衰退」を意味するものと説かれた。しかし、筆者が前章で疑問の余地なく明らかにしたように、この不況期には、むしろトムスンが例外的事例として引用した定期借地(七一—一四年)が、特に穀作地域を中心に支配的に存在したのであって、ここから彼の見解とは逆に、この農業不況期の農業に対する期待値が必ずしも高くない時期においても、なお、地主対借地農の力関係のネット・バランスは地主の側に存した、と解せざるを得ないのである。

この節では時期をこの不況期に移して、前節で考察した諸点をケネディ&グレインジャの「イギリスにおける土地保有の現況」を再び利用することによって説明したい。ただこの点に関しては、椎名教授の論稿によって若干の主要な論点に関しては既に明らかにされている。まず「作離れ料」については、それが「新借地農対旧借地農」the incoming and going tenant の慣行として、多様な形態を採りつつ各地において確立していたことは、教授の作製された図表から明らかであり、われわれはこれに依存することが出来る⁽²⁾。

第二に、「地主対借地農間の慣行」Custom between landlord and tenant とは、より具体的には借地契約条項、

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

同意書、或いは単なる口約束を指すものである。これは各州によりその内容を若干異にしつつも、可成りステロタイプの叙述されているのが普通である。主要なものは次の諸事項である。

(1) 牧草地の犁耕禁止。[A tenant is generally restricted from breaking up pasture land]

これは専ら牧草地から成る州に存在する慣行で、そのため特定地域に限られている。そのよい例はダービーシャであり、当州は北部は牧草地で南部は耕作地中心であるため、この規制は北部地方にしか普及していない。⁽³⁾同様の規制を讀取ることが出来る州は、ベドフアドシャ、チェシヤ、ケンブリッジシャ、コーンウォール、ハンティンドンシャ、レスタシャ、サマセットシャ、ヨークシャの諸州である。⁽⁴⁾

ここでこれに関係して新しい事実の発見を指摘しておこう。つまり、これらの諸州はその殆どが、既述の如く定期借地(七一—四年)の支配的ななかで、「年々契約」の地域であるという点なのである。⁽⁵⁾これを筆者は前章で地代動向に関連させて説明した。つまり農業不況は専ら穀物(小麦)不況を意味したのであり、この点から判断すれば、不況の影響の軽いこれらの地方は、十九世紀初頭の動向を交えることなく、地主にとり年々契約借地或いは任意借地契約の締結が最も優利であったと。筆者はここでもう一つの論点を吟味しておきたい。即ち、一般に長期の定期借地がノーファクの耕作地帯で最初根を下したのは、借地農による改良を必要としたためでもあったとすれば、畜産地帯をこれと比較する時、少くともこの時期に関する限り、これら畜産地帯は借地農による継続的な資本投本を必要としなかった(だから、この面からの長期借地への誘因が地主側になかった)と言えるだろうか。回答は端的に言って否定的である。例えば肥料などを取り出して考えると畜産地帯での投下量は穀作地に及ばなかったろう。そしてこれは或い

は排水工事についても言えたかも知れぬ。しかし、一般的に言つて、農業の素材的構造転換によつて不況期を乗り切るうとしていたイギリス農業にとっては、この構造的変化故に、両地帯に關係なく借地農による永続的・持続的改良を必要としていたと看做される。例えば、家畜小屋の新設或いは補修は「年々契約」では補償の慣習がない限り、借地農には資本のロスとなる可能性があつたのである。それでは補償慣行があつたかどうか？ それは本節の後半で触れられよう。

(2) 乾草・麦藁の借地外への搬出禁止。[A tenant is bound to feed all hay and straw upon the premises: A tenant is generally restricted from removing either hay or straw from the premises.]

これは三圃制度のもとで飼料(＝肥料)として使用し地味を保存する慣習が依然として「慣行」として残つたものである。肥料の種類が増加し、都市近郊ではこれを販売して購入肥料に依存した方がより合理的となり、この種の規制は漸次桎梏となりつつあつた。しかし、この規制はおおざっぱに言つて、後に述べる若干の州を除きほぼ全土を支配していた。若干異なつたものとしては、販売(＝搬出)は許可するが、代りに別な肥料例えば厩肥の投入を要求している州(エセックス、ケント、ランカシャ)がある。⁽⁶⁾

(3) 作付・輪作規制。[A tenant is bound by the landlord to plough the land in such proportions, that a certain part of it may remain in grass for three years, and to have a regular succession in his crops.]

これは単に作付率を規定した比較的緩いものから、具体的な輪作にまで介入した厳しいものまでかなりな幅が存在する。おおざっぱにみて、約三分の二の州にこの種の規制を見いだせるが、ハーファドシャのように規制は記録され

ていても「決して一般的でない」と付記されているものもある。⁽⁷⁾

注意しなければならぬことは、(1)の規制とこの(3)との関係で、(1)の存在する州ではおおむね(3)がないのである。

これは、この規制が輪作農業と深く関係している以上驚くに当らない。こんなわけで、ベッドフォードシャ、ケンブリッジシャ、ハンティンドンシャ、ヨークシャなどにはこの記載はない。しかしジョウンズの説くように、このような穀物規制自体が農業の構造転換の阻害的要因となっていたことを忘れてはならない。⁽⁸⁾

(4) 肥料投入規制。[A tenant covenants to undertake lay not less than sixty Winchester bushels of lime per acre for his turnips or wheat, when sown upon a fallow : A tenant must lay upon the ground not less than one hundred Winchester bushels of lime per acre, for the first crop]

これは専ら石灰の散布を義務付けたもので、カンバーランド、コーンウォール、デヴォンシャ、レスタシャ、ウェストモラントなどに存在する。⁽⁹⁾

(5) 無規制州。

最後に殆ど前記の諸規制の存在しない州がみられる。例えば、バークシャは「定期借地の最後の年、或いは若干の場所では最後の二年間以前には、土地の耕作或いは輪作方法に関して借地農には制限はない」と記録されているし、⁽¹⁰⁾バッキンガムシャについても「この州の借地農は、一般的に言って殆ど何の規制も受けていない」とあり、⁽¹¹⁾ダービッシュ南部も同様である。⁽¹²⁾更に「サセックスの借地農に対する制約はそれ自身非常に不充分であるばかりか、現在殆ど強制されたことがない」という記録もある。⁽¹³⁾しかし、このような事態は以上の四州に限られ、まず例外である。

然らば土地「改良」の実態は如何。前節と同様にこれを(1)「肥料」(2)「排水」(3)「建築」の三項目について考察する。

(1) 「肥料」については余り詳細な記録はなく、各州についてせいぜい一種類が記録されているか、全く記載がないかのいずれかである。種類は、だいたい前の時期と大差なく最も多いのが石灰、それに白堊と泥炭、この三種で大部分を占める。あとはリンカンシャの骨粉と油粕、ラトランドの骨粉、サリの塩とソープ・アッシュ、ウィルトシャの羊毛屑などが筆者の拾ったものである。これらがどの程度利用されたかについては、無論、確答を得ることは出来ない。しかし、まず大過なく言えることは、以前の農産物の高騰期に比較すれば、改良一般に対する意欲が借地農の間で低下し、従って投下肥料についてもそれが妥当するであろうということである。これは資本的に余裕のある少数の大借地農を除けば、一般論としてまず間違いない。⁽¹⁴⁾既に引用したファッスル&コムトンの論稿は、「特に、この不況の終りに至って耕作の改良と肥料使用の増大」を指摘しているが、これは著者の利用した史料から判断して三〇年代に入って言えることであり、同論文も不況期における農業改良の停滞を少しも否定していない。

(2) 「排水」については、この農業不況期に資本家的機能として地主の果す領域が確定したとはトムソンの主張であるが、これは承認を得ることが出来ようか。当史料に即せば、地主の負担と考えられる「永続的改良」たる排水工事は、各州により一般的傾向を云々し難いほど一種の混乱状態にあることが分る。⁽¹⁶⁾

まず第一に、借地農の負担でなされている場合が大変多いことに注目したい。ベドファドシャ、ケンブリッジシャ、

ダービシヤ、エセックス、ケント、ノーサンバランド、サファク、サセックス、ウォリックシヤ、など九州がこれに該当する。⁽¹⁷⁾ 他方、何の見返りもなく——史料が語る限り——地主が行なつたのは、バッキンガムシヤ唯一州にすぎず、⁽¹⁸⁾ これも契約期間中に行なわれたものか否か明らかでない。第二に地主がこれを行なつて利子相当部分を借地農から徴収する例としては、カンバランド、コーンウォール、ドーセットシヤ、などがある。⁽¹⁹⁾ 最後に何らかの形態で両者の共同負担——この中で最も多いのは地主が材料を提供し借地農が労働力を負担するものであるが——となっているのが、デヴォンシヤ、ダラム、ハンプシヤ、レスタシヤ、リンカンシヤ、ラトランド、シユロップシヤ、スタファードシヤ、サマセットシヤ、ウースタシヤなど第一の場合より一州多い合計一〇州。⁽²⁰⁾ その他の州に関しては記録がないが、この中には排水を余り必要としない州もあろう。しかしノーファクのように主体の記録されていない州もこの中に入っている。

(3) 「建築物」 *outbuilding* は正確には「附属建築物」即ち、納屋、家畜小屋などを対象にしている。これは専ら補修について記載されているが、代表的なものは「共同負担」 *joint charge* と全部が地主負担の場合で、前者の方が僅かに多く、バークシヤ、チェシヤ、ダービーシヤ、ドーセットシヤ、エセックス、ヘリファドシヤ、ハンプシヤ、ケント、リンカンシヤ、サマセットシヤ、サファク、サリ、サセックス、ウエストモランド、ウースタシヤなどの諸州。⁽²¹⁾ 逆にあらゆる補修の責任が借地農の肩にかかっているのが、レスタシヤ、ノーサンプトンシヤ、スタファードシヤ、ラトランド、ウォリックシヤ、ノティンガムシヤの六州である。⁽²²⁾

結論として、史料を丹念に検討してみると、かように本来所領の維持費或いは改良費として地主が支出すべきもの

と考えられ、更に、現実にもその履行が前提とされていた付属建築物・排水工事など、「永続的改良」さえも、実際にはかなり借地農の手によって行なわれていたことが明らかである。とすれば、トムソンの説くところにも疑念を払拭することが出来ないわけである。

このように農業不況といわれる当期においても、本来なら借地農は借地期限の到来とともに土地に帰属する土地改良の重要な遂行者であった。とすれば、その資本の保障の実態は如何なるものであつたらうか。

まず、建築物・排水工事の永続的改良について考察すると、前者の補償——借地を去る場合の——は全く存在しない。ただこの場合記載されているのは補修——維持であつて、これを「改良」に入れることは厳密には正しくないのである。後者は重要な論点である。この場合、借地農は地主による「排水工事」を契約書に記入させた上で借地契約に調印したものでない限り（このような例はきわめて稀なものと看做される）、この改良に対して対価を支払う義務が生ずるのは当然である。しかし、借地農の支出が、改良以降どの程度の借地期間の存続によって償還されたと考えべきかは、そもそも工事内容自身千差万別であり、困難な問題である。参考としてビュジー委員会である証言を信頼すれば材料を地主が負担し労働力を借地農が提供した場合、借地農が支出資本を回収するのに要する歳月は七年であるといふ。⁽²³⁾つまり、共同負担する場合は七年以上の借地契約で、しかも契約の切れる七年前にそれを行なわない限り、資本の保障は与えられてはいなかつたと言えよう。

更に、多数の州にみられる借地農の全額負担は、恐らく二一年契約借地のごく初期のうちに改良を始めない限りそ

の資本を回収することは殆ど不可能であった。いずれにせよ、地主はこの借地農の行なった改良に対して、利子その他の形で借地農に報いる必要はなかったことは明らかである。何故なら、若し契約期限内でその資本が回収されてその上土地に改良の果実が残されないようなものなら、地主にとり何の関係もないものであり、資本と改良の果実の両者が、或いは後者のみが土地に残されて改良が眼に見えていたとしても、コモン・ローに従ってそれは自動的に土地に帰属するものとして地主の掌中にされることは自明であったから。⁽²⁴⁾

次に、同様に重要なものが「肥料」である。これは数州に亘って補償規定が発見され、その限りで確かに注目に値するものであるが、その内容は慎重に検討し吟味を重ねる必要がある。例えば、その補償が、新借地農が旧借地農に對して畠に残された作物に對して支出した労働力・種子とともにそれに使用した肥料に對しても支払われる場合、換言すれば、畠に残された作物の構成要素としての側面から由来したものとすれば、これは「改良」に對する補償と看做すことは無理であり、「作離れ料」の枠の中で考えた方がよいと思われる。エセックス、リンカンシャ、サリ、サフックなどがこれに相当する。⁽²⁵⁾

しかし、投下肥料に對する補償はこの時点では止まらず、更に期限の切れる一年前にさかのぼって、つまり、それ以前に投下された肥料も対象になる。言うまでもなく、これは投下した肥料が一回の作付では全部消費せず土地に残っているという考え方から生まれる。ただし、これはケント、シュロップシャ、サセックス、ヨークシャのように二回の作付つまり二年の有効期間を査定しているだけである。⁽²⁶⁾ これらの地帯は投下肥料からみると新しい骨粉などの使用地域であり、従ってこれらの肥料は第二章の冒頭の資本分類に即せば、(3)の、つまり「一時的」な回収期間の

極めて早いものであったと考えられよう。しかし、この議論は補償期間＝資本の回収期間が正当に評価されていると
いうことを前提にしている。そこで若しこの前提がくずれば、かような記録は補償がないより一步前進であるにせ
よ、逆に利用すれば、補償が如何に不完全なものであったかを物語るものともなるのである。例えば、シュロップシ
ヤでは石灰は二年にまたがる補償が慣習として成立しているが、無論投入量にもよるが、石灰の有効期限は普通五
七年と看做されているのである。⁽²⁸⁾この点補償が数年間に及ぶことを暗示したノティンガムシャの記録が、特に注目さ
れねばならない。⁽²⁹⁾

本節での分析を通じてわれわれの得た結論はおおよそ次のように言えようか。「改良」に対する補償の芽がこの時
期には発見され、そしてそれは如何に小さなものであれ芽として持つ意味は無視出来ない。しかし、それは新借地農
が旧借地農に支払う、実質的にも純粹に両借地農間の問題であり、この程度の補償、償行では地代の規定性に影響を与
えるものではなく、それが故に地主に与えた影響力も極めてニグリジブルなものでしかなかったろう。必要なのは
「骨粉」などの短期に資本回収の可能な肥料に加うるに(2)と(3)、つまり「持続的」「永続的」改良に対する補償であり、
ここに至って始めてそれは新・旧借地農の問題ではなく、理論的に地主がそれに介入せざるを得なくなるのである。

(1) なお念のため付言すればトムスンが「年々契約借地」の例として引用している四例のうち少なくとも二例は「ケネデ
イ・グレインジャ報告」のうちの「年々契約借地」が支配的と見做されている州、つまり例外州の中に位置している。可

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

M. L. Thompson, op. cit., p. 216.

(2) 椎名重明『前掲稿三二八頁。』

(3) Kennedy & Grainger, The Present State of the Tenancy of Land in Great Britain, pp. 180-81.

(4) Ibid., p. 134, 156, 162, 177, 245, 261, 310, 362.

(5) 『たからと田』のよ様な規定自体が市場向農業にとり極枯となつてゐた事実を見落してはならない。市場(=需要)の變化に即応することを妨げる点で、これらの規制はすべて資本主義農業に適合的ではないのである。

(6) Kennedy & Grainger, op. cit., pp. 207—8, p. 240, 256.

(7) Ibid., pp. 237—8.

(8) E. L. Jones, The Changing Basis of English Agricultural Prosperity, p. 117.

(9) Kennedy & Grainger, op. cit., p. 166, 177, 192, 261, 346.

(10) Ibid., p. 144.

(11) Ibid., p. 152.

(12) Ibid., p. 182.

(13) Ibid., p. 333.

(14) 不況期における大地主と中・小地主の所領経営に対するド・ハイピアの相違はしばしば主張されるところである。借地農にこのことを検証することは容易でないが、彼らの借地経営資本の状況から推量してまず大過あるまい。Conf. F. M. L.

Thompson, op. cit., p. 235.

(15) Fussell & Compton, op. cit., p. 204.

- (9) F. M. L. Thompson, op. cit., p. 235.
- (17) Kennedy & Grainger, op. cit., p. 136, 158, 184, 210, 253, 317, 340, 344.
- (18) Ibid., p. 151.
- (19) Ibid., p. 168, 180, 200.
- (20) Ibid., p. 194, 204, 243, 264. pp. 273—4, p. 302, 307, 312, 329, 359.
- (21) Ibid., p. 147, 164, 184, 200, 210, 236, 243, 253, 272, 313, 317, 325, 340, 349, 359.
- (22) Ibid., pp. 264—5, p. 284, 296, 302, 329, 344.
- (23) Report of the Agricultural Customs.
- (24) この点「固定資本の利子の償却が當然のこととなつてゐるといふ点で、それが借地農によつて行なわれる場合には借地農に対する補償とならねばならぬ」と説かれ、「つまり借地農に対する補償償行なるものは、そのほかに、排水——土地改良のための借地農の資本投下がより一般化するにつれて、必然化するであろう」といふような論理を展開される椎名教授の主張は全く理解に苦しむところである、椎名、前掲稿、三三六頁。
- (25) Kennedy & Grainger, op. cit., p. 208, 270, 313, 321.
- (26) Ibid., p. 251, 304, 335, 364.
- (27) Ibid., p. 304.
- (28) これは第一次農地法の査定基準である。
- (29) Kennedy & Grainger, op. cit., p. 293. 'for all extra management, such as manuring with bones, or other artificial manure, he is paid, if the first crop, the full value of the manure, if the second, only half tillage,

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

and so on, for several years.

四

われわれは遂に最も重要な時期、つまり椎名教授が「『資本の補償』がほぼ全国的に実現された」と結論を出された時期に來た。われわれは、もう一度、この時期の農業の実態を虚心に史料に尋ねることにしよう。

依りどころとなる史料は、既述したように、通称ビュジー委員会に諮問された証人の老大な証言から成る「農業債行に関する特別委員会報告」(一八四七—八年)とJ・ケアード「イギリスの農業」(一八五二年)の両者である。両書は夫々そのメリットを持っている。イギリス全土の農業を俯瞰するには後者が前者より遙かに勝る。同一人による觀察紀行であるし、それに当代折指の農業觀察者と言われるだけあって着眼点も筆者に言わせれば抜群である。しかし本書は各州についての概観でしかないから、ある問題がある状況の中で具体的に理解し相互関係のメカニズムを説明するには必ずしも十全ではないのであり、それには前者が利用されねばならない。つまり両者を補完的に利用することにより、われわれは当時、即ち、不況から這出て繁栄の道を辿っていた——少なくとも事後的にはそう判断される——時期におけるイギリス農業のあり方を把握し得るであらう。⁽¹⁾

そこでまず全国的な見取図を得るために「イギリスの農業」が縮かれる。本書は必ずしも各州における一般的傾向ばかりを記録したわけではない。例えば、ノーファクの幾多の頭名な改良地主たちの所領とか、既にその時には「借地権法案」Tenant Right Billの提出者として知られていたフィリップ・ペュジー、或いは穀物法に賛成してト

リーを割って出たロバート・ピールなどの所領経営に関しては他の書物には期待出来ない示唆的な叙述が発見される。しかし、筆者が以下に書き写すのは、一般論として書かれた部分のみであって、個々の所領経営についての記録は、それが如何に含意に富むものであってもすべてが除外された。かくして、筆者は、次の諸点について史料を涉猟し、それを記録順に——つまり彼の紀行順に——本稿に転載したのである。

- (1) 農業の一般的状态と改良の主体
- (2) 補償問題
- (3) 地主と借地農関係
- (4) 作付規制

〔史料七〕

I *Buckinghamshire*

- (1) 'as the tenant has hitherto been left in their (grazing) district to make nearly all permanent improvement at his own cost, he looks to cheapness as much as to permanence.' (p. 2).
- (2) 'The use of bones or guano seems scarcely known.' (p. 6).
- (3) 'On the whole, the tenantry of this grazing district have had little co-operation or enlightened sympathy from their landlords.' (p. 2).

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

- (3) ' (on the arable land of the county) The proprietors and tenants seem, nevertheless, to be on good terms with each other.' (p. 7).

II *Oxfordshire*

- (1) 'Where drainage is required, the landlord gives the files, the tenant the labour, Hitherto, however, the tenant has been left to make nearly all permanent improvement at his own cost (*in the South-Eastern district*).' (pp. 17—8).
- (2) 'he (a tenant) therefore spent nothing in purchased food or manures, as he might be obliged to go at any time, if his landlord took a fancy to the farm, and he must in that case leave his improvement behind him.' (*Western district*) (p. 25). 'But if the farmer's lease is coming to a close no corn whatever is supplied, as in this county there is no compensation to the tenant for unexhausted improvements.' (p. 22).
- (3) 'there is no confidence of a friendly or even feudal character between landlord and tenant.' (*W. district*) (p. 25).

III *Gloucestershire*

- (1) 'Bones are not yet used to any extent in this district.' (p. 43).
- (2) 'There is no custom of compensation to outgoing tenant for any thing except *acts of husbandry*.'

'Repayment for unexhausted improvements was strongly urged as the foundation of a better system of husbandry.' (p. 32).

IV *Devonshire*

㊦ 'That progress is not ascribed by the tenants in any considerable degree to encouragement from their landlords.' (p. 48).

㊦ 'Till within the last two years they (landlords), with few exceptions, are said to have done almost nothing towards the permanent improvement of their estates.' (pp.48—9).

V *Dorsetshire*

㊦ 'Previous to the introduction of guano and bones, and more recently of cheap feeding stuffs for stock, ...' (p. 63).

㊦ 'Being seldom disturbed by their landlords in the possession of their farms and paying moderate rents, they expect little benefit from matters which in other counties are frequent topics of discussion, such as compensation for unexhausted improvement, ...and security of tenure.' (p. 73).

VI *Wiltshire*

㊦ 'But the relations of landlord and tenant in this part of Wiltshire, matters are permitted to take their own course. ...Field are undrained; farms inadequately housed.' (*N. Wiltshire*) (pp. 76—7).

(1) 'manure is looked upon as a troublesome nuisance, ...' (*N. Wiltshire*) (p. 77).

(1) 'The artificial manure most in favour for the turnip crop is superphosphate of lime, which some farmers prepare for themselves by mixing the bones and sulphuric acid on their own farms.' (p. 83).

(2) '...there being no custom here to pay an outgoing tenant for unexhausted improvement, he has of course no interest in maintaining the condition of the land for the benefit of his successor.' (p. 83).

VII *Hamptshire*

(2) 'On the clay soils, where drainage is required, it is usual for the landlord to supply the files, and the tenant to put them into the ground. In very many cases, however, the landlord leaves the tenant to do all or nothing, as he thinks best.' (p. 89).

(2) 'Leases, produce-rent, compensation to unexhausted improvements, reductions of rent, the abolition of the law of distress, are severally looked upon as measure which would contribute to relieve the farmers of this county.' (pp. 95—96).

VIII *Berkshire*

(1) 'Artificial manure is not used to a great extent.' (p. 115).

(2) 'Compensation for unexhausted improvements, it was urged, would tend to prevent this (for farmers to take farms too large for the means at their disposal), by the greater capital in hand which

an entering tenant would be obliged to be possessed of.' (p. 115).

IX *Surrey*

(1) 'Throughout the county, neglect and mismanagement are apparent.' (p. 118).

(1.3) (1) 'The relation subsisting between landlord and tenant will be found to explain, in some degree, the backward state of agriculture in Surrey.' (pp. 118—9).

(1) 'Oilcakes is used for feeding the stock to some extent, and artificial manure for increasing the green crops.' (p. 120).

(3) 'The landlords are not the parties who object to leases, but the tenants, from the *custom* of the county presently to be described, have a practical security of possession not inferior to a lease.' (p. 119).

X *Sussex*

(2) 'The *custom* of the county with regard to the payment by incoming to outgoing tenants, on the Weald, and generally in East Sussex, is very much the same as that we described in our letter from Surrey.' (pp. 130—1).

XI *Essex*

(1.4) 'The landlords of Essex generally, however, do not co-operate with their tenants in carrying out permanent improvement, with few exceptions, they have shown complete indifference to agricultural

enterprise, neither laying out capital themselves, nor offering such security as would induce their tenant to do so. 'They impose restrictive and ill-considered covenants even on their most intelligent tenants, ...' (p. 134).

(1.2) 'the common practice in the county is for the proprietor to give the wood, very frequently grown at his tenant's cost, and for the farmer to erect the buildings and provide the thatch at his own expence.' (p. 135).

(2) 'The only payments customary between incoming and outgoing tenant are for acts of husbandry.' (p. 136).

XII *Suffolk.*

(1) 'the tenants complain ... that expenditure on drainage or farm building has hardly ever made by proprietor.' (p. 145). 'Farm building throughout Suffolk, being erected by the tenant, principally at his own expence, are made in unsubstantial manure.' (p. 152).

(4) 'The injurious operation of the present law of distress is also complained of, and likewise the unnecessarily restrictive clauses as to the course of cropping generally introduced into the leases.' (p. 146).

(1) 'Soot is used pretty extensively as a manure ...' (p. 159).

XIII *Norfolk*

XIV *Fen County (Cambridgeshire)*

- (1・2) 'At this depth the drains are usually made 11 yards apart, a very common arrangement between landlord and tenant being for the former to supply the tiles, and the latter to put them in.' (p. 183).
- (1) 'Guano or other artificial manures are but little used.' (p. 184).
- (4) 'The course of husbandry pursued is not very definite, most farmers being permitted to farm as they think best, or at all events according to the custom of the county.' (p. 181).

XV *Lincolnshire*

- (1) 'The agricultural reputation of Lincolnshire is due more to the stride it has made in a given time, than to any real pre-eminence above the best farmed counties.' (p. 193).
- (2) 'In this county, too, has chiefly risen into prominence that system of compensation to the outgoing tenant for unexhausted improvements, which is believed by many to have been the foundation of the agricultural progress of Lincolnshire.' (p. 185). 'On the whole, however, the system is believed to have worked well.' (p. 195).

XVI *Nottinghamshire*

- (1) 'No artificial manure whatever is purchased.' (p. 209).
- (2) 'In the northern division of the county there is a system of tenant-right similar to that of Lin-

colnshire.' (p. 200).

- (1.2) 'Where they (proprietors) have assisted their tenants in drainage, it has been by the landlord finding the files, and the tenant the labour.' (p. 200). 'In North Nottinghamshire buildings erected by the tenant, if not claimed by the landlord as fixtures, are included in the valuation.' (p. 201).
- (4) 'On many estates there are no restrictions as to cropping, and we had great difficulty in ascertaining what the usual course of husbandry was.' (p. 210).

XVII *Leicestershire*

- (1) 'No guano or other artificial manure is used.' 'Where landlords give their tenants tiles for drainage...' (p. 216).
- (2) 'many (tenants) take merely what the land with ordinary cultivation will produce, having no motive to increase its productiveness, as they have no assurance that they will reap the fruits of their improvements.' (p. 219).
- (2) 'farmers...took for relief and encouragement to a statutory act on the subject of compensation for unexhausted improvements by which they may lay out their capital with confidence and security.' (p. 220).
- (3) 'there is certainly less sympathy between the two classes of Landlord and Tenant in Leicestershire

than in any county we have yet visited.' (p. 220).

XVIII *Warwickshire*

- (1) 'The state of agriculture in Warwickshire is said to have undergone a very great improvement within the last 30 years.' (p. 223).
- (2) 'The tenants regard compensation for unexhausted improvement as a matter in which the legislature might justly interpose. But men of great experience and intelligence...believe that such matters ought to be settled by private agreement between landlord and tenant.' (p. 222).

XIX *Staffordshire*

- (1.2) 'the benefits of this (drainage) improvement are fully appreciated... The landlord usually supplies tiles, and the tenant put them in.' (p. 230). 'The farm buildings are erected by the landlord, ...They are generally superior to any we have yet met with in other parts of the county.' (p. 232).

XX *Cheshire*

- (2) 'Next to tile drainage, of which a great deal yet remains to be done in Cheshire, is the application of bone manure.' (p. 257). 'Tenants readily pay 7 percent, to their landlords for an expenditure in bone manure.' (p. 257).

XXI *Lancashire*

- (1) 'On the land of this description improvement is expensive and the returns comparatively slow...'
'Nor have the landlords generally given any material aid to their tenants.' (p. 265).
- (2) 'There is no custom in the county which secures to the tenant any compensation for unexhausted improvement.' (p. 273).
- (4) 'In Fylde one of the conditions of the holding was generally that the tenant was to lay the whole dung of the farm upon his meadow; ...To this condition they were rigorously bound, many instances being known of men being heavily fined for transgressing it.' (p. 280).
- (1) 'many farms are at this moment being let at an increase of 10 percent...without the landlord undertaking any of those permanent improvement by which alone an increase rent, ..., can possibly realized.' (p. 282).

XXII *Yorkshire: West Riding*

- (1) 'On the whole, the farming of the agricultural division of the West Riding can not claim a very prominent place.' (p. 295).
- (2) 'the farmers are sufficiently protected by the system of tenant right, or compensation for unexhausted improvement, which prevails.' (p. 295).
- (3) 'a good feeling exists between landlord and tenant in this part of the Riding.' (p. 295).

East Riding

- (1) 'Drainage and increased accomodation for livestock appear to be the chief defects in the farming of the district.' (p. 304).
- (1) 'the landlord who continues to bind his tenant down to a prescribed routine, ...inflicts upon him a very serious injury, ...' (p. 314).
- (3) 'in many cases farming of the most spirited character may be met with where the tenant has no other security than his confidence in his landlord.' (p. 317).

North Riding

- (2) 'Most frequently the tenant is bound to pay the whole (cost of drainage), and, in addition, to cart the tiles free of charge.' (p. 328).

XXIII *Durham*

- (1.2) 'draining, we regret to say, is still greatly neglected.' (p. 334). 'The landlord executes drainage at a charge of 5 percent, on his tenants.' 'As a general rule no manure, except lime, is purchased.' (p. 339).

XXIV *Cumberland*

- (1.2) 'Year after after year sees a diminishing extent of moss, the landlord contributing the material for drainage, and the tenant performing all the other cost of the reclamation. During the currency of his

lease he enjoys the benefit of his industry but at the close of it the landlord participates in the increased value caused by the improvement. In constructing new fences the same principle is adopted.' (p. 353).

(4) 'The stipulations as to management are very stringent; but we were assured that a good tenant is never interfered with.' (*East Cumberland*) (p. 353).

(2.3) 'Notwithstanding the absence of leases, the farmers on this estate are a very enterprising class, and as the most perfect confidence subsists between the landlord and tenant, the latter most liberally invests his capital in the cultivation and permanent investment of his farm.' 'They have no tenant right or repayment for unexhausted improvements, but they know that they are identified with the prosperity of the tenantry.' (*West Cumberland*) (p. 361).

XXV *Northumberland*

(1) 'Nearly all the landlords in the district are now satisfied that to keep this land in cultivation they must be ready to assist their tenants with drainage and farm building.' (pp. 371—2).

(1) 'No manure whatever is purchased, and no cake, corn, or other feeding stuff.' (*Southern division of the county*) (p. 374).

(1) 'These instances explain the mode of farming adopted on the turnip farms of Northumberland.

It remains very much the same as it has been during the last thirty years, guano being no partially substituted for bones, which were then more extensively used.' (*Northern Division*) (p. 385).

XXVI *Derbyshire*

(2) 'There is no general custom of compensation to going tenants for manures or management.' (p. 400).

XXVII *Northamptonshire*

(1) 'but, in general practice, little or no artificial food or manure is purchased.' (p. 415). '...good farming is still the exception. For this there are several causes. In regard to the landlords, in the first place, many of them have no interest in their farms beyond the annual rent they receive, ...' (p. 416).

(3) 'there is no desire on the part of the tenants for leases. The security under such landlord is felt by the tenants as quite sufficient; and yet there have been many instances where a change of owner has completely altered the confidence formerly subsisting between tenant and landlord.' (pp. 432—3).

XXVIII *Bedfordshire*

XXIX *Hertfordshire-Middlesex*

(1) 'No cake, and very little, if any, artificial manure is purchased.' (p. 456).

XXX *Cambridge-Huntingdonshire*

(1) 'In any district of England in which we have yet been, we have not heard the farmers speak in

a tone of greater discouragement than here.' (pp. 467—8).

(1) 'The manure applied to be green crops appeared scanty, ...' (p. 468).

ケアードの書物は、特に後半部に進むほど著名な所領の実例によって紙幅が占められており、一般的叙述を見いだすことは、必ずしも容易ではないが、それにも拘らず、以上の抜萃から次の諸点を導くことが出来よう。

(1) 借地農の「永統的」改良資本の投下

まず記録自体が必ずしも多くないにも拘らず、われわれの予想に反して、永統的改良が借地農の手に委ねられている州が、共同負担になっている州と同じ位存在することがわかる。つまり、ここで分ることは、たてまえとしては両者の共同負担となっても実際は地主がこれを行っていないという点である。[I, IV, VII, IX, X, XII, XXI, XXII (N. R.); II, XVI, XVII, XIX, XXIII, XXIV, XXV]

(2) 「持統的」「一時的」改良

施肥については本稿には余り多くの実例を転載出来なかったが、個々の所領記録によればそれが多様化すると同時に、今までの「持統的」性格のものから、むしろ骨粉・グアノなどそれよりも有効期間の短かいものに重心が移っていることが注目される。その遂行主体は明示されていないが、警言を要するまでもなく借地農である。【例外 XX】

(3) 借地農資本の補償

これは既に第二章で触れたように五つの州(の一部)で「州の慣行」として成立していた。これに対し補償のない

ことが明らかな地域は十一州である。[I, II, VI, VII, VIII, XI, XVII, XVIII, XXI, XXV, XXVI]

彼の書物は、前記の慣行の成立している州を除いては、一般的には資本の補償はないという前提で筆が進められていることを、この際特に強調して置きたい。

(4) 地主と借地農関係

ここで言う関係とは、借地農の地主に対する信頼をさす。ケアードはこの「信頼」こそがイギリス資本主義農業の発展の潤滑油であるという認識に立っていた。記載された史料では、両者の関係が良好である州と相互不信の支配する州が同時に存在していることが分る。[IX, XXII (W. R.), (E. R.), XXIV: I, II, IX, XVII]

しかし傾向として考えた時、両者の間の「信頼」という絆が立ち切られつつあったことは既に指摘した通りである。彼が「長期借地かテナント・ライトか」という設問を提出したと自己、このことを雄弁に物語るものと言うことが出来よう。

(5) 借地契約条項

これは余り記載されていない以上、断定的結論を下すのは差し控えねばならない。しかし作付規定の農業経営に対する阻止的作用を強調する記録[XI, XII, XXI, XXII]と同時に、それが存在しない、或いは存在したとしても現実には適用されていないことを指摘する記録もあり[XIV, XVI, XXIV, XXVI]、かように触れられるのが少ないこと自体、地主によりその違反が或る程度黙視せられていたであろうことを示すものと考えてよからう。

以上がとりあえず抜萃した史料から得られる諸結論である。このケアードの書物は、十九世紀中葉のイギリス農業を論ずる際、要となるべき貴重な記録であるが、彼の提起した問題は更に本稿の末尾において再度論及することにして、次の史料へと先を急ぐことにしよう。

ケアードの書物は鳥瞰的役割を果たしてくれるが、そこに提起された諸論点を更に具体的に明らかにしてくれるのが、ピュージー委員会証言記録である。ここにおける証人は五二名の多きに達したが、⁽³⁾本稿では紙幅の関係上最初の数名の証言を対象に、農業の発展と借地権のあり方を更に立体的に理解してみたい。⁽⁴⁾そのうちの多くの州がケアードにより補償慣行の成立した州とされていることも、以下の証言内容に価値を与えるものである。夫々の証人に対する質問は彼の職業・居住地その他の事情を反映して自ら重心が発見される。それに本稿の視角を考慮してこれを総合すると次のようになる。⁽⁵⁾

(1) J・S・(スクワイア・法廷弁護士)⁽⁶⁾

彼の職業上、質問は専ら土地法に向けられた。コモン・ローのもとでは、借地契約期限の到来とともに土地に投下した資本が地主に帰属することが言及され⁽⁷⁾、工業借地人が設備 (fixture) を取り去ることが出来るのに対し、借地農は蒸気機関や樹木さえも持去ることが出来ない⁽⁸⁾。これが改善されれば機械の普及が農業において更に促進されよう⁽⁹⁾。彼は、このように農業資本家が工業資本家と比べて下位に置かれているのは、両者の力の差に由来するのであり、後者が前者より地主の権力の元にあることが考え得る唯一の理由である⁽¹⁰⁾、と説いた。

(2) W・H・(リンカンシャ北部・借地農)⁽⁷⁾

この「州の慣行」の発生地と看做されるリンカンシャの借地農は、次のように注目すべき発言をした。彼の父が最初現在の借地に入ったのは一八一二年であり(O. 215)、その当時周辺にテナント・ライトは全く存在していなかった(O. 351—52)、借地には何の改良も行なわれていなかった(O. 353)。しかしこのような状況にもかかわらず、石灰と骨粉により大きな改良が借地農の手を通じて遂行された(O. 219, 360)。ところが一八二六年の契約更新の際に、二倍の地代が要求された(O. 361)。そこで彼の父は今後契約書で保護されることが容れられなければ、その新地代での更新を拒否した(O. 362)。かくして始めて慣行——より正確には「所領の慣行」custom of the county——が成立した。そしてその後すぐにそれは州の慣行となった。それは粘土・白堊の散布と骨粉に対する補償である(O. 258)。ところで三二年に世代の交代が起って彼が後を継いでから、白堊の散布された土地は厩肥と骨粉それにグアノが大量に利用されるようになった(O. 289—92)。それにも拘らず、年々契約のもとで、そのグアノ更に付属建築・排水工事に対して現在のところ何の補償も確立していない(O. 327—29, O. 337—47)。かくて、彼の欲するのは一四年の長期借地であった。

(3) T・C・B・(南部リンカンシャ・借地農)⁽⁸⁾

周辺では年々契約が支配的であったが、借地農は借地を去ることを考えることもなく(O. 657)、同意書を作製せず州慣行に依存していた。それは通常犁耕・肥料・排水に対して行なわれた(O. 477)。排水は借地農が労働力を供提した時は三年間、全費用を負担した時は五年間に亘り有効として計算された(O. 634—35)。しかし、州の慣行は全く

法的強制力を持たず(○. 56)、地主と借地を去る借地農との間に敵意が生まれた時には、期限の切れる年の半年間の通常農作業さえ許可されなかった(○Q. 508~10)。更に、裁定が終ってもそれが受入れられなかったら、莫大な費用のかかる法廷に持ち込まねばならなかった(○. 559)。だから、彼はテナント・ライトそのものには満足しているが、それが立法化せられればより望ましいという主張をする(○. 537, 610)。

(4) T・C・(ノティンガムシャ南部・三〇年間補償評価人)⁽⁹⁾

ここでは補償の評価方法が専ら問題になった。慣行は村落により或いは同一村落内部においても異なる(○. 689)。つまりより正確に言えば慣行ではなく、夫々の所領の行為(Practice of each estate)に過ぎない。それにしても人工肥料に対する補償は一般に普及しておらず(○Q. 718~24)、永続的改良に対しても補償の対象となる期間は余りに短かすぎ、より長い補償が必要である(○. 701, 715, 763)。肥料についてもそれは然り(○Q. 780~81)。その対象もより改良を促進せしめるためには更に拡大する必要がある(○. 743)。「私の作った多くの評価において、現在の慣行は借地農を傷つけている」(○. 751)。このような不十分な補償にも拘らず地主が借地農を見いだすことが出来るのは、豊かな資本と土地不足のために農場を求める烈しい競争の結果である(○Q. 746~47)。彼の知っている地方には、立法化に対する大きな期待がある(○Q. 755)。

(5) E・W・W・(ダービシャ・借地農兼土地管理人)⁽¹⁰⁾

ノティンガムシャのテナント・ライトは科学的農業の発達につれて強化されてきたが(○. 1127)、それは専ら肥料中心であり、油粕は一般にそれが使用されるようになったので補償慣行が成立し、一八二七年には既に当州に存在し

ていた (Q. 1016, 1098, 1128, 1152)。だが建築物と排水工事に對する補償は見られず、工事は進歩していないので、労働力に對して補償が与えられるべきである (Q. 1060)。更に、建物・垣と掘作りに對しても同様な処置が望ましい (Q. 1204~5)。地主は借地農の指定した評価人を拒否する権利を留保している。ラトランドには補償償行は全くない。レスタシャ、ダービシヤ、ランカシヤ、チェシヤもほぼ同様である (Q. 1114, 1146)。

(6) R・B・H・(ノーフアックの不動産業者・土地評価人・借地農)⁽¹¹⁾

当州では資本の保障の欠如から農業の發展が大きく阻害されてきた (Q. 1351)。排水と粘土の投入に對して補償がないし、借地を去らない場合は不均合な地代の騰貴となる。彼の結んだ「所領の慣行」としての補償を含んだ同意書はその所領では最初のものであり、周辺にテナント・ライトを実施している所領を知らない (Q. 1339, 1390)。当所領でも、それが認められる以前には、改良には殆ど手がつけられなかった (Q. 1337)。その中には排水と各種肥料に亘り四年間に及ぶ補償期限が規定されている。しかし、排水工事の補償期間は短かすぎるし、何よりもそれが地主の立退要求の場合に限られていることに強く反對する (Q. 1345)。補償は農業發展にとり望ましいが、補償は新借地農が支払うので、それにより利益を受けるのはまず地主・労働者・消費者であろう (Q. 1532)。またテナント・ライト付年々契約よりテナント・ライト付長期借地の方が、所有の保障 (security of possession) を与えるという点でより望ましい (Q. 1366)。

(7) J・G・C・(サファックの借地農、時に評価人)⁽¹²⁾

土地は普通短期借地 (八年) で貸与されている (Q. 1570, 1601)。近辺にはテナント・ライトは全くなく (Q. 1565)。

それが農業の発達を妨げている（Q. 1569）。現在では借地農と地主の契約は全く私的約束に止まっており、その限り農業の進歩は期待出来ない（Q. 1584）。借地農にはそれを明文化したいという気持はあるが（Q. 1586）、大地主は実務家（men of business）ではなく伝統に固執しているのである（Q. 1587）。仮にテナント・ライトが与えられたとしても、新借地農の地代が下るわけではないであろうから、地主には直接関係しないだろう（Q. 1574—5）。短期の定期借地は農業に有害であり、更に、テナント・ライト付年々契約よりテナント・ライト付定期借地が好ましい（Q. 1591）。

(8) S・J・(ケンブリッジシヤの借地農)⁽¹³⁾

当州は年々契約より長期借地契約の方が多し（Q. 1652）。離作にともなう補償は全くない（Q. 1649）。それにも拘らず、借地農は彼の資本を使わねばならぬ。彼は農業に従事すべく生まれつきそれを今日まで続けて来たのである（Q. 1819）。一般的に言つて年々契約の場合、借地農は地主への信頼により耕作を行なっている。長期借地の場合その多くの期間は投下資本の無保障のため、耕作状態は良好でない（Q. 1663）。現時点で借地農資本に保障を与えることは国際競争力を培う上で必須のものである（Q. 1678—82 Q. 1733）。この際長期契約借地で補償が付けられれば最良であり（Q. 1753）、年々契約は占有の保障がないから好ましくない。議会立法は社会の利益を守るために必要である（Q. 1809）。

以上のような証言の続いたのち、委員長ビュージーは十八ヶ条に及ぶ特別委員会報告試案を委員会に提起した。このうち特に関係の深い条項を全文掲載しよう。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

彼は、まず、通常農作業を行なう借地農が離作する際の補償は「古くから」immemorial普及していたことを認め、その後（第一・二条）、リンカンシャその他の地域で「休耕地農業」interrupted cultivationのためでなく「補償されていない改良農業」uncompensated improvementのために「最近の慣行」a more recent customが普及しつつあると述べ（第三条）、それには「飼料」「人工肥料」「永続的性格の各種改良」があることを説明した後（第四―八条）、次のように続けるのである。

第九条、実地の借地農の証言に従えば、前述の諸改良は、多かれ少なかれ、国全体を通じて一般的に必要である。

第十条、長期借地契約は、保有の初期の間はかような改良をするに当り、借地農（資本）を保障するものであるが、土地はイングランドでは年々契約で或いは短期借地契約で保有されており、他方、地主或いは借地農のいずれかの側では保有期間を長くすることにより自己を守ることを一般に好まない。

第十一条、排水や建設のような費用の掛る改良の或るものは、若し作られるとすれば通常地主によって作られるものであるが、大多数の地主はそれが如何に必要であろうともその余裕がない。

第十二条、委員会の前での法律的証言によれば、若しこの補償が州の慣行により支持されていない限り、限嗣相続地の土地の所有者は、抵当権者に対する通知と明瞭な承認なくしては、彼の後継者を或いは抵当差入れ主を縛るような改良に対するテナント・ライトを認めることは出来ない。

第十三条、かような慣行が確立するのに時間を要する（slow in acting）ことは、オックスフォードシャの一証人の証言に示される通りであって、彼の周辺では借地農は二〇年間肥料を使用してきたが、彼がその使用のための補償の

最初の事例なのであった。

第十四条、かような慣行は不確実であり、頼りにならないものであることは、ケントの慣行に対する証言から明らかであり、ここでは借地農は排水工事の後そのために補償が得られるか否か疑わしい状態である。

第十五条、かような慣行は、また、妥当性を得るに時間がかかる (tardy in attaining) のであり、別の証言によれば、それに拘束性を持たせるには二〇年間の存在が証明されなければならない。〔以下略〕

このような内容のビュジの試案は地主委員の反対に会い、二度の修正(改悪!)を経て特別委員会の最終報告が成立した⁽¹⁶⁾。彼の案では「慣行」の形成に長期間を要することが強調されているにも拘らず、報告では、逆に、「その制度自体が他の地域に広がりつつあるように思われる」the system itself seems to be finding its way into other districts と変えられているのである⁽¹⁷⁾。

しかし両案のいずれが正しかったかは次節で明らかにすることにして、ともかく、われわれは、ここでも次のような諸結論を強調することが出来るであろう。

第一に、この時点において、イングランドの農業はその持てる可能性を決して充分に發揮していなかった。つまりうまく機能していなかったこと⁽¹⁸⁾。

第二に、その技術的かつ素材的側面において、農業は絶えず変化するものであること。

第三に、かくて、「所領の(補償)慣行」更には「州の慣行」の存在するところでさえ、その補償は決して十全な

ものたり得なかつたこと。更に、補償の確立には長期間を要したこと。そこから、テナント・ライトのある長期借地
が最も望ましいという結論が生まれること。

第四に、加うるに一般的に言えば、このような慣行のある土地は、極めて限定されたものでしかないこと。

(1) ただケアードの書物については前述したように次のような点を念頭に置いておく必要がある。即ち、彼の執筆時期た
る五〇年直後は四八—九九年の農業不況が未だ尾をひいている時であった。

(2) 本節における「州」はケアードの書物では必ずしも全州を指していない、普通拔萃にあるように一つの州を二つ位の地
域に分けてあるが、この結論ではその区別を無視することにした。

(3) 「報告書」中の証人リストの分類に従えばうち借地農二五名、土地周旋人一九名その他となっている。

(4) ただ五番目の証人は法廷弁護人であり最初の証人 J・S・と重複することを避けて除外した。

(5) このような整理の仕方は主観の入る余地があることを筆者は認めざるを得ない。私は私なりに注意を払ったが整理の結
果自体に対しては史料に通じた読者の批判に待つ他はない。

(6) Report on Agricultural Customs, QQ. 1—208.

(7) Ibid., QQ. 209—469.

(8) Ibid., QQ. 470—681.

(9) Ibid., QQ. 682—861.

(10) Ibid., QQ. 1009—1310.

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

- (11) Ibid., QQ. 1311—1556.
- (12) Ibid., QQ. 1557—1625.
- (13) Ibid., QQ. 1547—1874.
- (14) 諮問は三月十三日から六月一日まで正味一五日間に亘り行なわれた。
- (15) Report, vi—vii.
- (16) Ibid., vi—ix.
- (17) 「最終報告」十二条。
- (18) この場合、一応本節註(1)を念頭におく必要がある。それを考慮した上での結論である。

五

われわれは、遂に、最後の長期農業不況に突入する直前にまで辿り着いた。つまり「土地問題」が形成され始めた時である。農業の実態は如何に変化し、補償はどのような状態にあったか。果して、それはビュジー委員会の最終報告にあるように「広大しつ々あり」その結果三〇年を経過した七〇年代に全国的に慣行は成立していたか。

農業の実態、つまり改良の状態とその主体については、われわれは遺憾ながらここでは全く触れることは出来ない。それは与えられた紙幅の関係もあるが、主として筆者自身「第一次・二次農業不況調査特別委員会」の龐大な史料を整理し得なかったことに由来するのであり、その限りでは全く筆者の怠慢の致すところである。ここではただ、十八

世紀末以来の農業変動の検討から得た示唆、つまり好況期には一般に地主の資本投下部分は借地農によって肩変りされる傾向があったことを想起しておこう。⁽¹⁾

後者に関しては、われわれは二つの史料を利用することが出来る。⁽²⁾ 第一は、イギリス農業の黄金時代の末尾とも言える七三—四四年に、「全国農業会議所」Central Chamber of Agriculture が行なった調査で、多言を要するまでもなくこれは「土地問題」の形成と「農地法」設定の論議に密接に関連している。ただここでわれわれが利用出来るのはA・H・H・マシューズの「全国農業会議所五十年史」のなかの、この調査報告の要約に過ぎない点で、大きな諸制約がある。⁽³⁾ そのなかで最も痛い欠陥は、イングランドを六六に分割して地域単位で記録されているこのソースが、どの程度地域を代表し得ると看做してよいのか、検討する素材を持たぬという点であろう。特に調査委員会自体「確立した慣行」established custom とは何を基準にするのか決めるに当り多大の困難に遭遇したと「要約」が記録する時、⁽⁴⁾ この懸念は深まるのである。

だがそれにも拘らず、調査の結果を総合した「報告」の強調点を「要因」の中から読み取ることは十分に可能であり、それは次の諸点から成っていた。

まず、報告は、⁽⁵⁾ 一般論を展開した部分と各種形態の借地農資本の補償を地域別に具体的に記録した部分に分けられるようであるが、前の部分で強調されている論点は以下の四点であった。⁽⁶⁾ (1)、慣行は常に変化している。つまり、ピュジー委員会の調査の際に示されたそれと比較すると両者は同じでない。⁽⁷⁾ (2)、慣行が形成される際の一般的原則と言い得るようなものは何もない。⁽⁸⁾ (3)、慣行を漸次的に導入し拡大し変化させる過程が進行しているが、イギリスの過半

の地域では今なお改良に投下された資本に対して何の補償を与えていない。⁽⁹⁾ (4)、厳密な意味で「州の慣行」なるものは存在せず、更に―既述の如く―「確立した慣行」も存在しない。以上。

次に具体的な補償状況については、本稿での筆者の整理と同様に三分類方式を採用している。

(1) 「購入飼料」⁽¹⁰⁾「購入肥料」

両種類の資本の可成な品目について補償のある地域 七

主として前者に関して補償のある地域 四

主として後者に関して補償のある地域 一〇

両項目とも補償皆無の地域⁽¹¹⁾ 二七

(2) 「持統的改良」

これは種類が多く分類出来ないが、最初に「かなりの数が給付の対象となっている。だが最も重要なものは非常に少数の州にしか見いださないとあり、更に「回答の大部分はブランクであるか、『この項目に入るとどんなものに対しても補償はない』とか『このうちのどれも確立した慣行はない』……のような記入を含む」とあるように、⁽¹²⁾慣行はむしろ特殊例に属した。

(3) 「永統的改良」

十六地域から排水工事を中心に補償の具体例を示す回答があった。⁽¹³⁾

このようにテナント・ライトは拡大してはいたが、それは将にビュジーの言ったように「時間を要する」ものであ

った。そして、常に、進歩する農業と補償との間にはギャップが存在したのである。

これは「第一次農業不況調査委員会」の記録によって充分に裏打ちすることが出来る。ここでは第一章で利用したアシスタント・コミシヨナーのドルスの穀作地域中心の十三州を対象にする。けれど、彼の報告書には各州についてテナント・ライトの問題が一つの項目として整理されており、この点最も利用し易いという利点を有するからである。ドルスの報告を検討すると、明瞭に補償慣行の存在を指摘している州とそれを否定した州の二つに分けることが可能である。例えばバックinghamシャーに対しては、

'There does not appear to be any custom in this county which secures to an outgoing tenant any compensation for the value of unexhausted improvements. Payments for acts of husbandry and for unconsumed hay and straw are allowed by custom, but nothing more.'

と記録がある。⁽¹⁴⁾若干の表現の差を含みながらも、これに相当する州は、他にバークシャー、エセックス、ハーフォードシャー、ミドルセックス、ノーファーク、ノーザンプトンシャー、サファークの合計八州。⁽¹⁵⁾

他方、リンカンシャーには予想されたように

'The Lincolnshire tenant-right custom has been in existence for a long time, but has not always remained the same'

とあり、⁽¹⁶⁾具体例とともに各種の投下資本について補償期間が明記されている。これに類する州は他にノーティンガム

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

シャとレスタシャで計三州⁽¹⁷⁾。

更に、ハンティンドンンシャでは、北部のリンカンシャに隣接した部分とラトランドンシャではレスタシャとリンカンシャに接した地帯で⁽¹⁸⁾、慣行が確立している。

かくして報告を作製したドルスはその「結論」で「借地農資本の保障」Security for Tenant Farmers' Capitalなる節を設け⁽¹⁹⁾、「農業に投下された資本の補償の欠如がくりかえし私の注目を引いた。そしてこの報告は、若し私がこの点に対し何らかの論及もなければ、不完全なものとなるう」と書き出して、「借地農の資本が『慣行』でも特別な同意書でも一八七五年農地法でも保障されないという事実は疑いない」と断定し、「この点における法の改正が要求される」と結んだのである。彼の主張が単に彼の調査した地域に限られた現象でなかったことは、第一次農業不況委員会⁽²⁰⁾の「最終報告」中の農業不況の対策の一つとしてテナント・ライトの強化が謳われていることからも否定の余地はない。即ち、最終報告は次のように提案した。

「証言の重心は補償が地主や新借地農に利益がある限り、土地に残されそうな多くの借地農の消耗していない価値の補償を彼に保障することに全く好意的であった……」

(1) 本稿第三章第二節参照。

(2) 実には「王立農業協会紀要」に掲載された次の論稿も無視出来ないものであるが、その内容は大同小異であるから、本稿ではそれに立ち入ることはしない。興味のある読者は参照されたい。C. Cradle, *The Farming Customs and Covenants*

of England. J. R. A. S., 1868, pp. 144—75.

(3) A. H. H. Matthews, Fifty years of Agricultural Politics: Being the History of the Centural Chamber of Agriculture, 1865~1915.

(4) Ibid, ch.v, Land Tenure, p. 171.

(5) この調査はマシューズの書物から判断する限り三つの報告から或り、七三年十一月、七四年三月、五月の三回に亘り行なわれた。慣行自体が「明評書」として記録されているのは第三報告である。しかし、一般論を展開した部分が第一・二報告にあるという証拠はない。なお当調査には借地契約条項に関する項目も含まれていたようであるが、結果はマシューズの書物には書いてない。

(6) これは既に拙稿「地主対借地農関係の展開」において利用したものである。同稿六〇四—五頁。

(7) 例えばリンカンシャで当時グアノに対して補償がなかったが今は全州に存在し、排水のそれは当時一部にしかなかったが、今は一般的である等々。多数の実例あり。

(8) かくして、グアノは或る州では穀物に適用された時補償の対象になり、ある州では根蔬菜類・豆類に利用された場合に限りそれが適用されるなど。

(9) これは次のようにも表現されている。「最も顕著な特徴は、たとえ購入飼料と肥料に対してさえ充分な補償慣行を享受している土地はイングランドで非常に小さな部分でしかない」Ibid, p. 171.

(10) 「購入飼料」はそれによって飼育された家畜糞の肥料としての効果のため補償の対象となった。つまり、中世以来そうであったように「飼料」は同時に「肥料」でもあった。

(11) Ibid, p. 172.

(12) Ibid, pp. 175—176.

イギリス借地農業制度を廻る諸問題

- (13) Ibid., pp. 176—78. 当項目については一般的な論及はなし。
- (14) Druce's Report, p. 11.
- (15) Ibid., pp. 7—8, pp. 29—30, p. 35, 62, pp. 66—7, p. 72, pp. 91—2.
- (16) Ibid., pp. 52—3.
- (17) Ibid., pp. 46—7, 78—9.
- (18) Ibid., p. 41.
- (19) Ibid., p. 104.
- (20) [Final] Report on Agriculture, 1882, (C—3309), p. 14.

第三章までのまとめ

冒頭に掲げた筆者の仮説は、以上の作業を通じて十二分に論証せられたであろう。

椎名教授は、産業資本主義の確立期である限り農業資本は補償せられねばならぬ、という前提で作業を進められ、四〇年代の「慣行」の形成の中に意味——資本主義成立史的観点における意味——を見いだされた。しかし、所領或いは州の慣行の成立と、教授の『資本の補償』はほぼ全国的に実現された」という結論の間には、本稿で明らかにしたように、大きな溝を認めざるを得ないのである。⁽¹⁷⁾

とするならば、それなら私はこのような事実から何を展開しようとしているのか、と読者は問われるであろう。確

かに、私は椎名教授の説くところを駁するためにこの問題を手掛けたわけではなかったはずである。借地権問題は、私の現代イギリス社会を解く手懸りに過ぎない。⁽²⁾

しかし、借地権問題においてさえその核心は一見して考えられるほど簡単ではない。読者は旧借地農に対する補償を新借地農が支払う限り、つまり、それが借地農間の問題なら、一体テナント・ライトとは何事であるか、と問われるであろう。更に、この問題の二〇世紀における帰着を問われるかも知れない。これらの問題を解明した上で、イギリス資本主義史上における借地制度の現代的意味が吟味されねばならぬ。

(1) 若し教授の論法の枠の中で、私なりの仕方での方法上の問題点の指摘が許されるとするならば、次のことが言えよう
つまり、教授は「資本の補償」を発生史的に探求されるなら同時に借地農業経営自体も発生史的に探求さるべきであったと
ところが教授は後者については専ら一八三〇・四〇年代を強調されるように總体的把握を重視されているのである。

(2) とりあえず、ペリー・アンダーソンの次のような鋭い指摘を参照。「それ（現代イギリス社会の外見上「封建的」階層序列）は土地所有階級により生来支配せられ伝えられた社会の投影された像である。地位、服従、伝統などと混合してこの階級の経済力が絶頂にあった時の農村における社会的諸関係のパターンが——工業化の後でさえ——当階級の持続的政治的指導権の故に、総体としてイギリス社会の社会的諸関係の基本的モデルとなった」。拙訳「現代イギリス危機の諸起源」(「思想」五〇一号)、一二五頁。

(本稿は昭和四〇年度文部省総合研究「資本主義の発展と農業の近代化」の研究成果の一部である)

(未完)(一九六六・四・二〇稿)